

高齢者の移動手段を確保するための制度について



公共交通利用促進キャラクター のりたろう

令和8年2月3日
関東運輸局交通政策部
交通企画課

高齢者の移動手段の確保に関する検討会 中間とりまとめ概要

検討の背景

- 高齢運転者による重大な交通事故の相次ぐ発生や改正道路交通法の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が、自家用車に依存しなくとも生活の質を維持していくことが課題
- 昨年11月の「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」における「自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実にすすめる」との総理指示
- 高齢者が移動できる環境の整備について、その方策を幅広く検討するため、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」を開催

具体的方策

1. 公共交通機関の活用

- ・ 高齢者の公共交通機関利用促進策に対する地方公共団体の助成の働きかけ
- ・ 乗合タクシー等高齢者が利用しやすいサービスの導入に向けた地方公共団体等との連携
- ・ タクシーの相乗り促進
⇒ 配車アプリを活用した実証実験 【平成29年度中実施】
- ・ 過疎地域におけるサービス維持のための取組

2. 貨客混載等の促進

- ・ 貨客混載の推進
⇒ 過疎地域における旅客運送と貨物運送のかけもち 【平成29年6月末までに結論】
- ・ スクールバス等への混乗

3. 自家用有償運送の活用

- ・ 検討プロセスのガイドライン化
⇒ 市町村等が行う自家用有償運送の導入の円滑化 【平成29年度中実施】
- ・ 市町村が主体となる自家用有償運送の活用の円滑化
- ・ 地方公共団体等に対する制度の周知徹底

4. 許可・登録を要しない輸送（互助による輸送）の明確化

- ・ ルールの明確化
⇒ 道路運送法上の「許可・登録を要しない輸送」について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化 【平成29年度中検討・結論】
- ⇒ 営利を目的としない「互助」による輸送のためにNPOが自治体の車両を活用するなど、輸送の対価に当たらない支援を例示 【平成29年9月までに実施】
- ・ 実施にあたっての条件整備
- ・ 「互助」による輸送の導入に関する情報提供

5. 福祉行政との連携

- ・ 介護サービスと輸送サービスの連携
⇒ 地域における運輸部門と福祉部門の連携強化 【速やかに周知】
- ⇒ 介護保険制度の移動支援サービスの明確化・普及拡大 【平成29年7月までに実施】

6. 地域における取組に対する支援

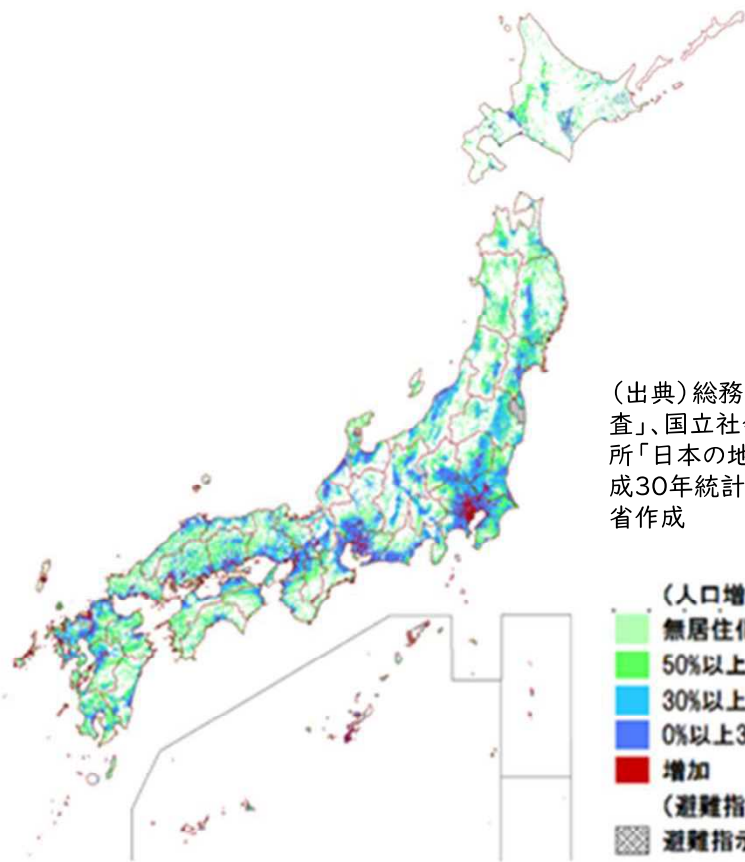
- ・ 地方運輸局の取組強化
- ・ 制度・手続等の周知徹底
- ・ 地域主体の取組の推進

地域の公共交通を取り巻く環境(需要面での変化)

- **人口減少**：2050年には全国の居住地の約半数で2015年比50%以上減少との予測。
- **超高齢化**：年齢別にみると、2050年には、2020年比で約3割の市区町村で65歳以上人口が増加、5割以上の市区町村で75歳以上人口が増加する超高齢化が進展

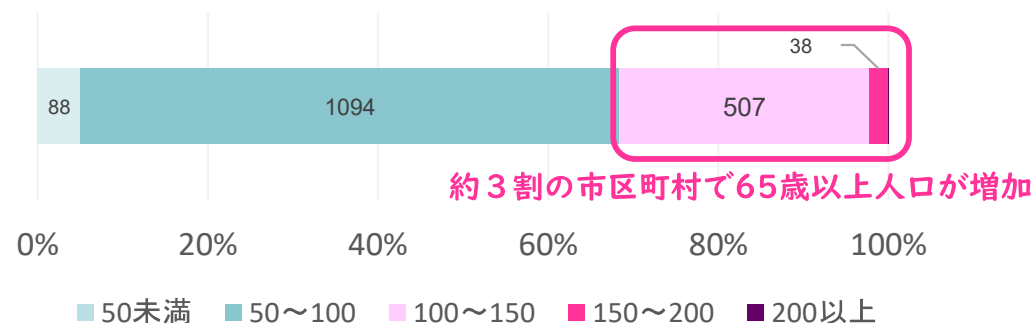
将来の人口増減状況

- 2050年には全国の約半数の地域で人口が**50%以上減少**(2015年対比)

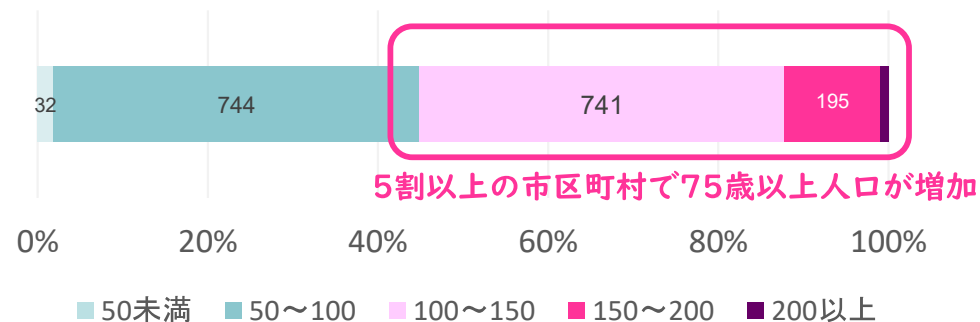


将来の高齢者人口増減状況

2050年の65歳以上人口(対2020年比)指数 (市区町村数・割合)



2050年の75歳以上人口(対2020年比)指数 (市区町村数・割合)

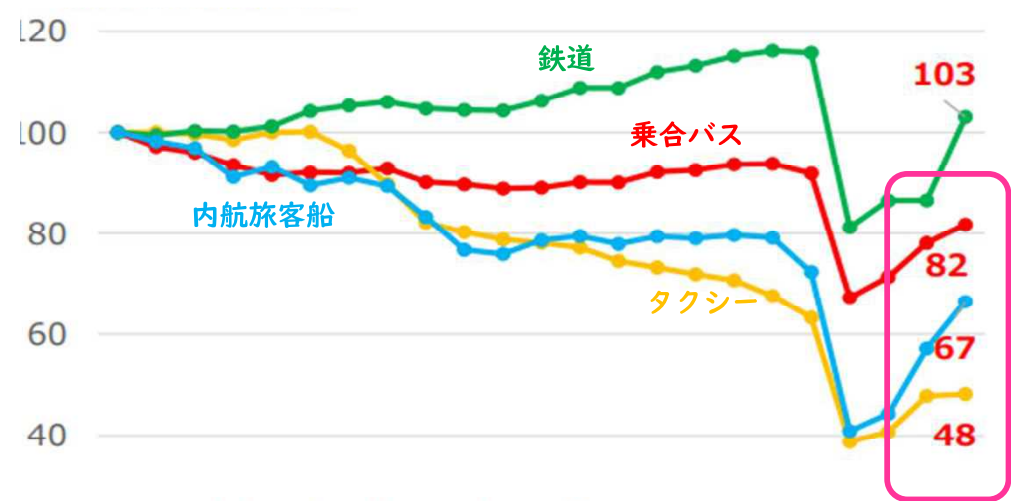


(出典) 国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口令和5(2023)年推計をもとに作成

地域の公共交通を取り巻く環境(需要面での変化)

- 利用者減**：長期的な利用者の減少、コロナ禍における急激な落ち込み後、鉄道以外はすべてコロナ以前の水準まで戻っていない。今後、人口減少による需要の減少が予想される。
- 公共交通の重要性は増①**：運転免許返納数は近年ほぼ40万を超える数で推移。今後65歳・75歳以上となる層の運転免許保有率は高く、この層の免許返納が進めば、公共交通機関の役割が重要に。

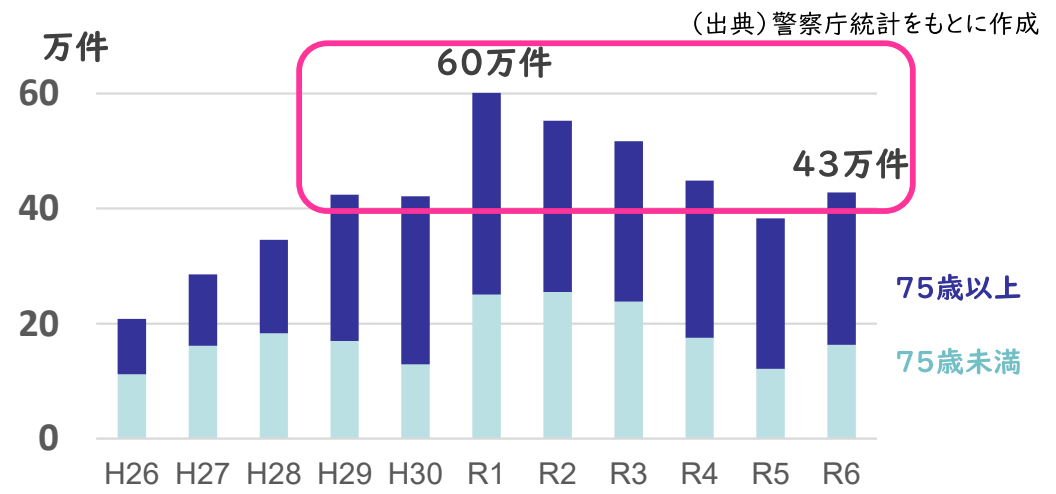
利用者数の推移



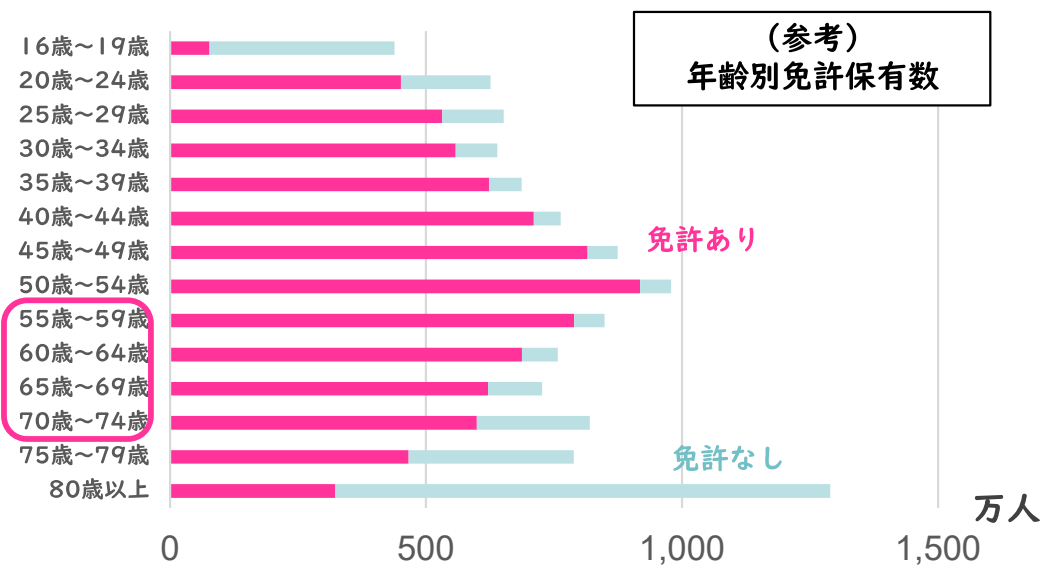
(出典) 「自動車輸送統計年報」、「鉄道統計年報」、
「船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令」に基づく
国土交通省海事局内航課調査より国土交通省作成

今後10年で65歳以上・75歳以上になる年齢層の運転免許保有率は高い

運転免許自主返納数の推移



(出典) 警察庁統計をもとに作成



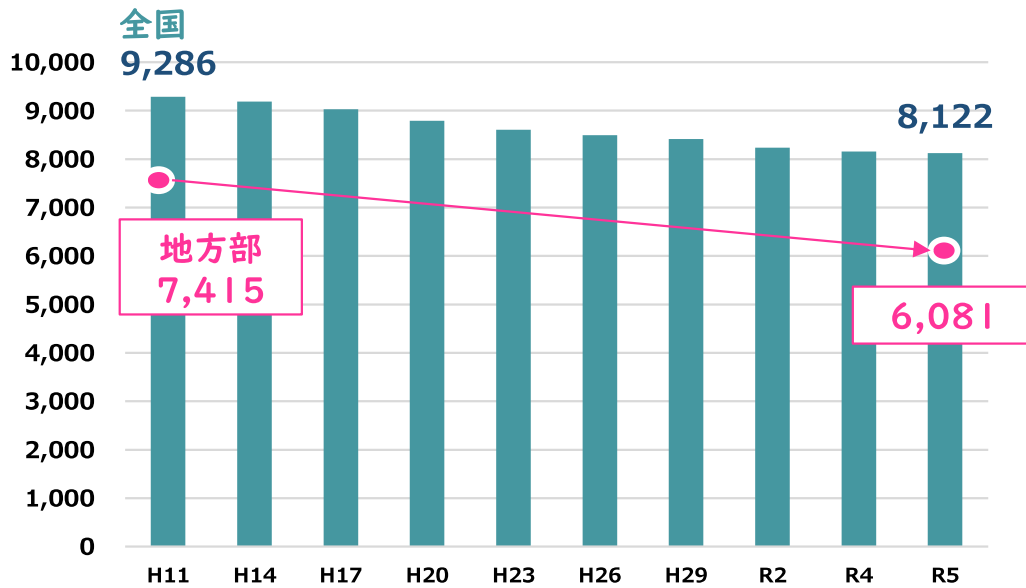
(参考) 年齢別免許保有数

地域の公共交通を取り巻く環境(需要面での変化)

□ 公共交通の重要性は増②:

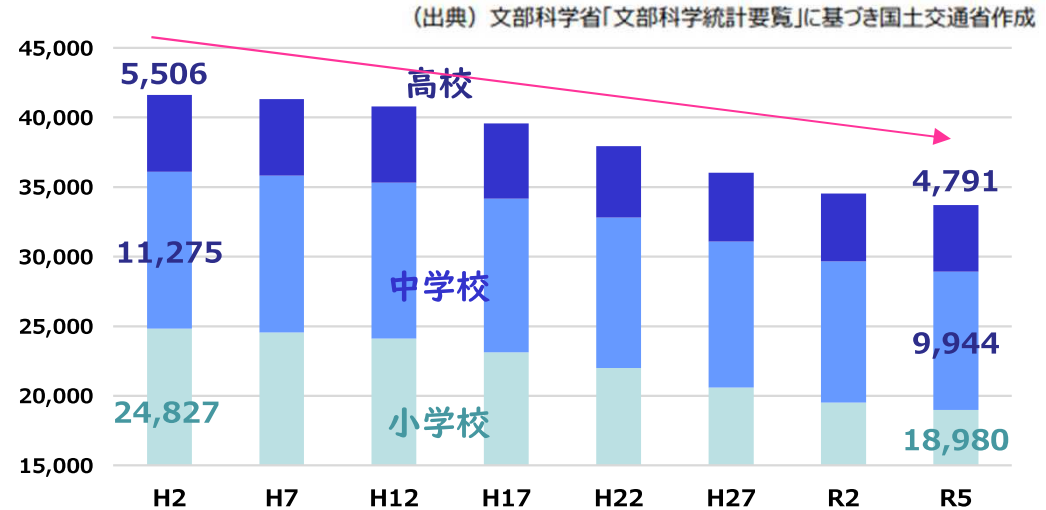
- **病院数**は、経営難や医療従事者の不足により**減少**。特に地方部でその傾向が顕著。
- 少子化により**公立学校数は減少**が継続、部活動も外部との連携が進んでいる。
- **高齢者単身世帯、共働き世帯が増加**し、通院・生徒学生の送迎を家庭が担うことも難しくなっている

病院数の推移

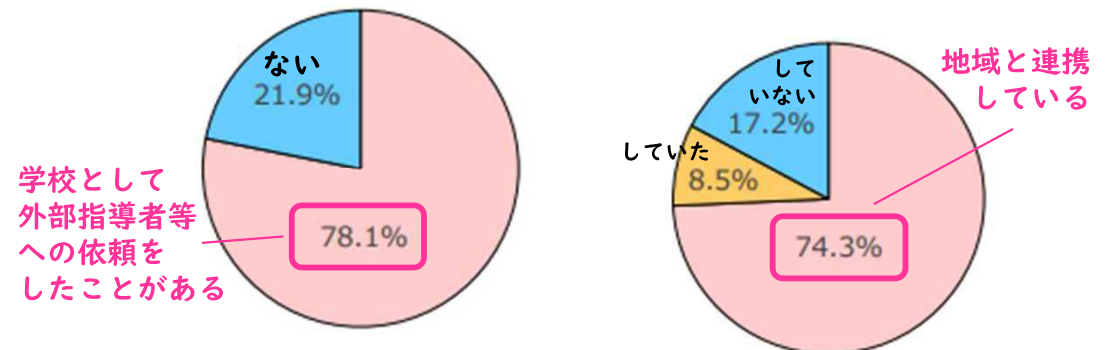


(出典) 厚生労働省「医療施設動態資料」に基づき国土交通省作成
 ※20床以上の病床を有するものを病院としている
 ※地方部の病院数は、全国の病院数のうち、東京都区部及び政令指定都市に存するものを除いたもの

公立学校数の推移



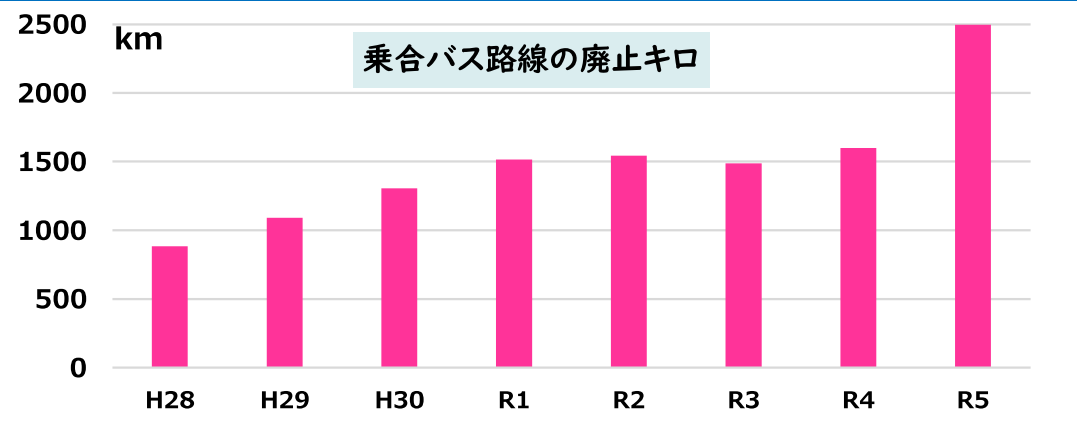
中学校・高校の部活動の外部連携状況



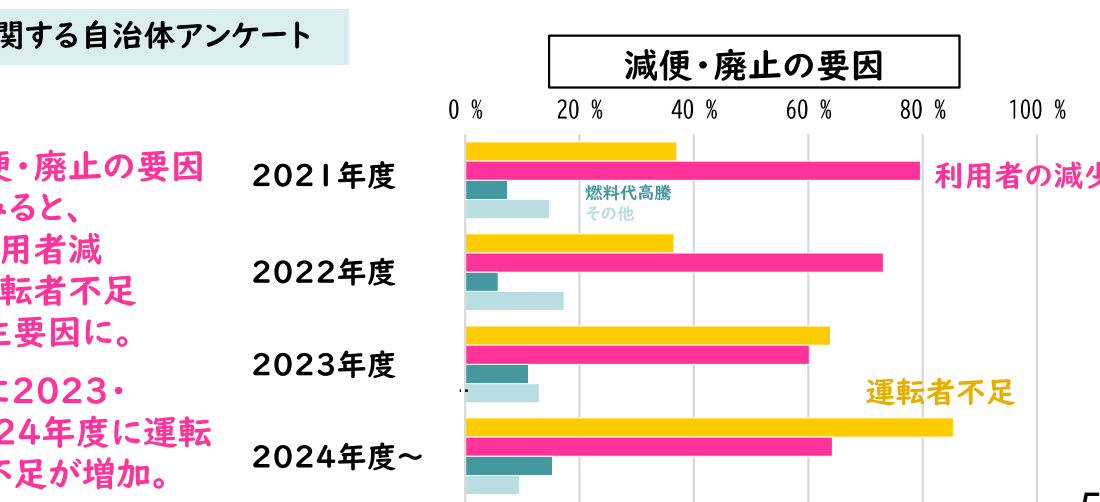
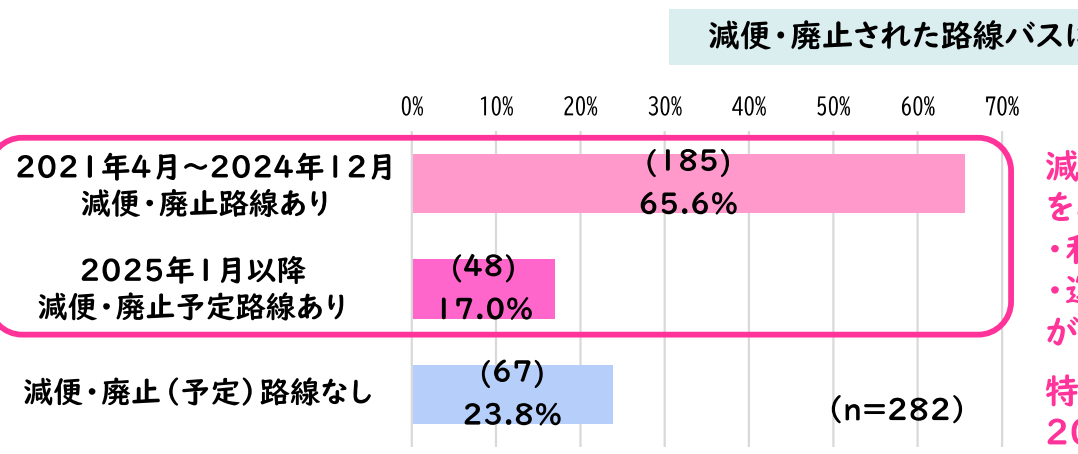
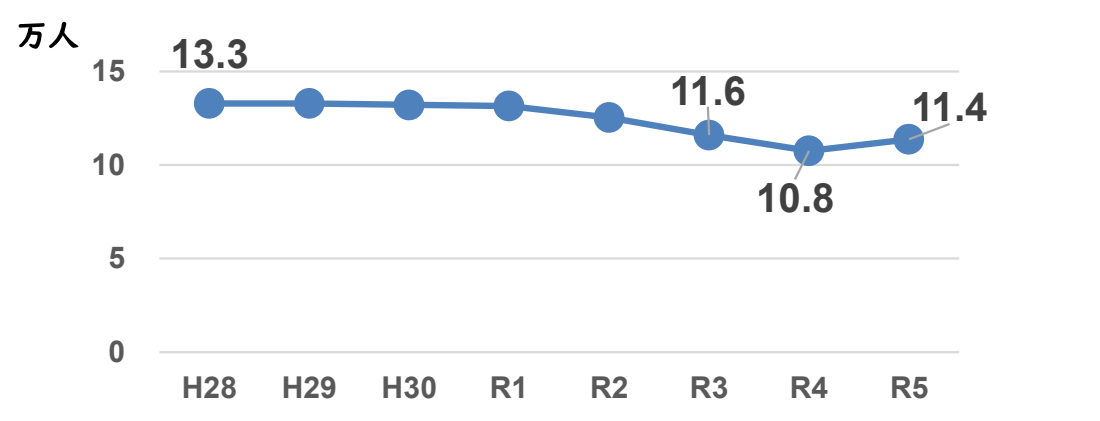
地域の公共交通を取り巻く環境(供給面での変化)

- 路線の廃止・減便：**
 - 乗合バスは、H28からR5に計11,917kmの路線が廃止。7割以上の路線バス事業者が赤字。
 - 関東管内の約7割の自治体において、コロナ禍以降に廃止・大規模減便を経験
- 利用者減と担い手の減少が路線廃止・減便の主要因に：**
 - 乗合バスのドライバーは、H28からR5にかけて1.9万人減少
 - コロナ禍後、働き方改革（2024年改善基準告示改正後）後、担い手不足が要因との回答が増加

乗合バス路線の廃止・減便状況



ドライバー数の推移



1. 減便: 市区町村を運行する系統における1日の総運行本数のうち30%以上が減便となった場合
 2. 廃止: 市区町村を運行する系統が廃止(ある特定の行き先が0便)となった場合


高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット

- 高齢者の移動手段を確保するために必要となる福祉や交通の制度、事業モデルについて解説したパンフレットを作成。
- 直近では、令和7年3月に、近年の公共ライドシェアの制度見直しや関連通達の改正、地域公共交通のリ・デザイン実現会議でのとりまとめ等を踏まえ、改訂。

国土交通省

『福祉』と『交通』が重なる現場の方々へ
高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット

このパンフレットは、高齢者の移動手段を確保するために必要となる福祉や交通の制度、事業モデルについて解説したものです。
公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）や「許可・登録を要しない運送」など、さまざまな仕組みについて、事例と合わせて紹介しています。



2025年3月 国土交通省

目次

交通の制度について

- 地域における移動手段を確保するために 1
- 「福祉」と「交通」の協力へ向けて 1
- 公共ライドシェアとは 1
- 許可・登録を要しない運送の検討 1
- 「有償」に該当しない場合とは 1
- 運送に関連して金銭授受が行われる場合の取扱い 1
- 地域交通のリ・デザイン 1
- 公共ライドシェアの制度の見直し 1
- 福祉としての輸送手段を地域交通にも活用している事例 1
- 福祉×交通の事例に活用できる予算 1
- <参考> 様々な移動の足の確保の方法 1
- 交通事業者が協力できること 2

福祉の制度について

- なるほど！介護保険制度と移動支援サービス 2
- 詳しく！対象者以外が利用する場合の考え方 2

事業モデル（許可・登録が必要）

- 運送主体別事業モデルチャート 2 7
- 許可・登録モデル 1【NPOなどによる運送】 2 9
- 許可・登録モデル 2【市町村による運送】 3 1
- 許可・登録モデル 3【4条ぶら下がり】 3 3

事業モデル（許可・登録が不要）

- 許可・登録不要モデル 1【実費相当モデル】 3 5
- 許可・登録不要モデル 2【生活支援モデル】 3 6
- 許可・登録不要モデル 3【会費モデル】 3 7
- 許可・登録不要モデル 4【施設送迎モデル】 3 8
- 許可・登録不要モデル 5【補助金・寄付モデル】 3 9
- 許可・登録不要モデル 6【運転委託モデル】 4 0

理解を深めるために

- <参考> 地域交通に関する関連サイト 4 2
- 許可・登録を要しない運送のQ&A 4 3
- 安全の確保について 4 5
- 用語集 4 7

コミュニティバス 乗合タクシー デマンドタクシー

- (バス代替) 路線バスの廃止・減便等の補完。地域のニーズに合わせて、小型車両にダウンサイジングするケースも多い。
- (タクシー代替) 担い手不足等で不足したタクシーを補完
- <路線型/区域運行型><定時運行/予約に応じて運行>も地域のニーズに応じて設定

- 自治体が委託したバス・タクシー事業者が運行 (二種免許・緑ナンバー)

- 自治体やNPO法人等が運行主体 (一種免許・白ナンバー)
※運行管理・車両整備を専門事業者へ委託可

公共ライドシェア

(自家用有償旅客運送)

- タクシーの供給が不足する地域・時間帯にタクシー事業者が雇用する一種免許ドライバーが白ナンバー車両でタクシーサービスを提供

日本版ライドシェア

福祉有償運送

(自家用有償旅客運送)

- 単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

- 自治体やNPO法人等が運行主体 (一種免許・白ナンバー)
※運行管理・車両整備を専門事業者へ委託可

共助運送

施設送迎等

(運送法の許可登録を要しない運送)

- 地域の移動をボランティアや共助で担う運送
- 無償又は実費の範囲内での収受
- 宿泊施設、福祉・医療施設、教育機関等が行う利用者送迎

- NPO法人や社福等が運行 (一種免許・白ナンバー)

- 施設自ら白ナンバーで実施/事業者へ委託

地域の輸送資源のフル活用

公共ライドシェアの運用改善

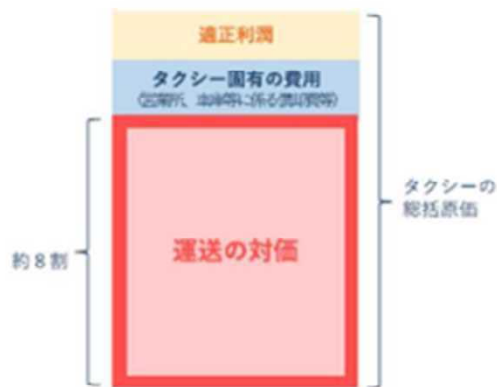
「時間帯による空白」の概念の取込み

「交通空白地」の目安を数値で示すとともに夜間など「時間帯による空白」の概念を通達上明記



「対価」の目安の見直し

対価の目安を地域のタクシー運賃の「約8割」とすることを通達上明記



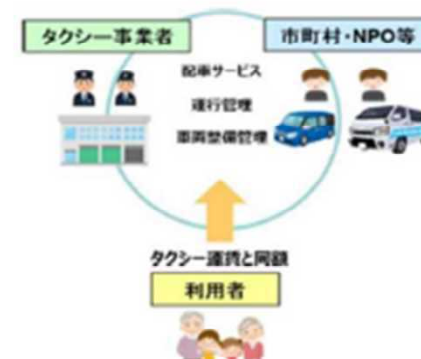
地域公共交通会議の運営手法の見直し

地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通達上明記



タクシーとの共同運営の仕組みの構築

タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを通達上明記



株式会社が参画できることの明確化

交通空白地有償運送の実施地域において、自治体等実施主体からの受託により、株式会社の参画が可能であることを通達上明記



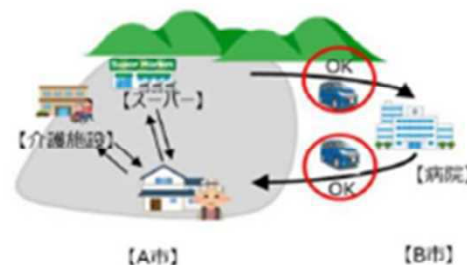
観光地における宿泊施設の車両の共同使用の促進

宿泊施設が所有している車両について、使用されていない時間帯に自治体等自家用有償旅客運送の実施主体に提供し、ホテル間の運送や地域住民等の運送に活用することが可能であることを通達上明記



運送区域の設定の柔軟化

運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内にあればよいことを通達上明記



ダイナミックプライシングの導入

一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通達上明記

- ① 通常収受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
- ② 手法としては、
・対価の額をリアルタイムに変動させる
・対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれも可能。
- ③ 一定期間に収受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内であればならないことから、これを3ヶ月ごとに確認。

地域公共交通の「リ・デザイン」

○地域公共交通の需要の減少は、交通事業者の経営努力のみでは避けられないものであるため、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する「交通DX」、車両電動化や再エネ地産地消など「交通GX」、①官民共創、②交通事業者間共創、③他分野共創の「3つの共創」、すなわち、地域の関係者の連携と協働を通じて、利便性・生産性・持続可能性を高め、地域公共交通の「リ・デザイン」(再構築)を進める。

交通DX

自動運転

地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービスについて、実証事業を支援



▲茨城県境町の自動運転バスの運行

MaaS

交通事業者等の連携高度化を後押しするデータ連携基盤の具体化・構築・普及を推進



交通GX

交通のコスト削減・地域のCN化

車両電動化と効率的な運行管理・エネルギー管理等の導入を一体的に推進



3つの共創

官民の共創

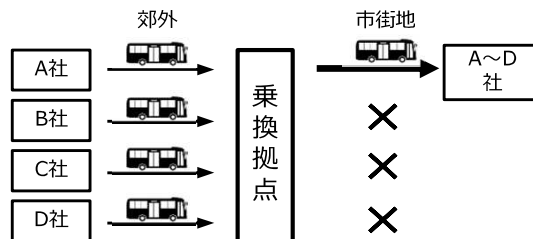
一定のエリアにおいて、地域でサービス水準を決定し、事業者が複数路線を一括して長期間運行

交通手段が重複 ▶ ネットワークの統合 ▶ エリア一括協定運行



交通事業者間の共創

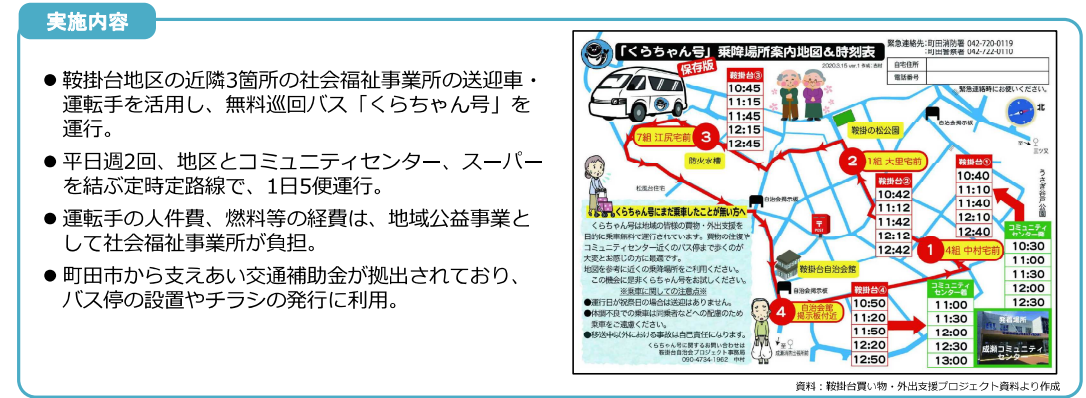
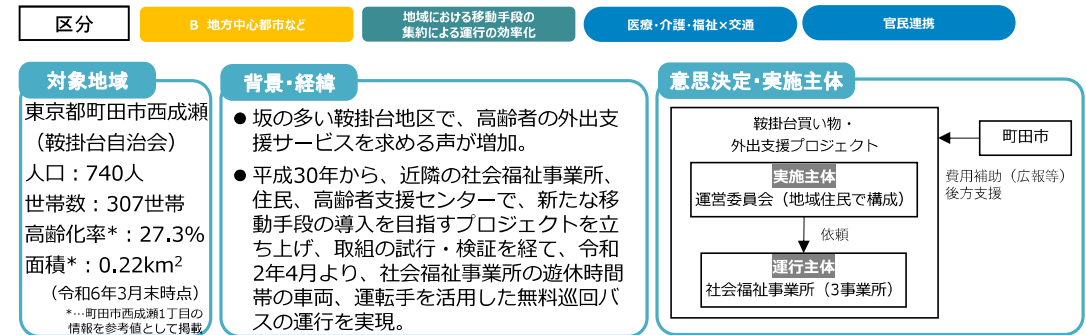
複数の交通事業者が共同経営を行うことにより、垣根を越えたサービスを展開



他分野を含めた共創

地域交通と、様々な他分野との垣根を越えた事業連携を実現





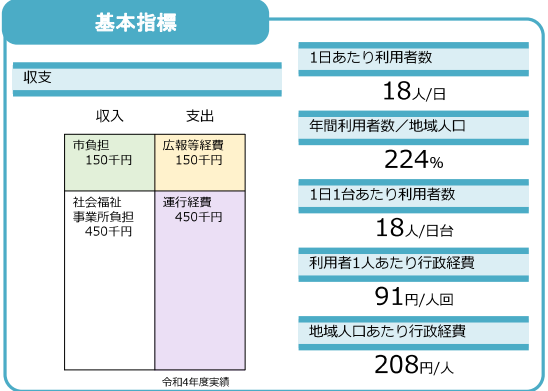
実施による成果・効果

住民と社会福祉事業所の連携による地域の足の創出

- 年間1,600人以上が利用する、新たな交通手段が実現。
- 社会貢献活動が求められている社会福祉事業所において、本取組を社会貢献活動に位置づけ。

住民と社会福祉事業所等による共創取組の横展開

- 町田市は、自治会や社会福祉事業所等の共創による移動支援に関して、手引きの発行や財政的・技術的支援等の横展開を実施。



取組にあたっての課題・工夫

【課題】	【工夫した点】
● 地域住民の需要と、社会福祉事業所の供給をマッチングする機会の創出。	● プロジェクト立ち上げ時に、地域連携促進のための補助金を活用し、地域住民と社会福祉協議会による準備会を立ち上げ議論。
● 乗車中や乗降時の事故・けがに対する補償の範囲が課題として顕在化。	● ボランティア輸送であり、乗降時の転倒等は自己責任である旨を広報チラシに明示。

関連して実施した取組

- 高齢者支援センター主催イベントでのPR
【地域公共交通計画に位置づけなし】

関連支援制度

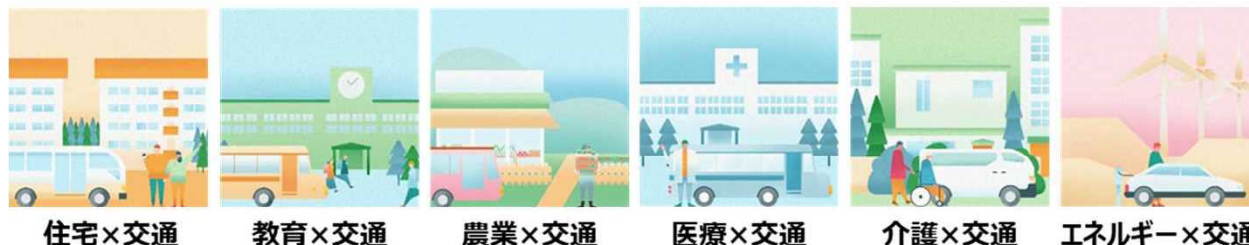
(特になし)

地域交通法等の一部改正法(令和5年法律第18号)

地域の関係者の連携と協働の促進【地域交通法】

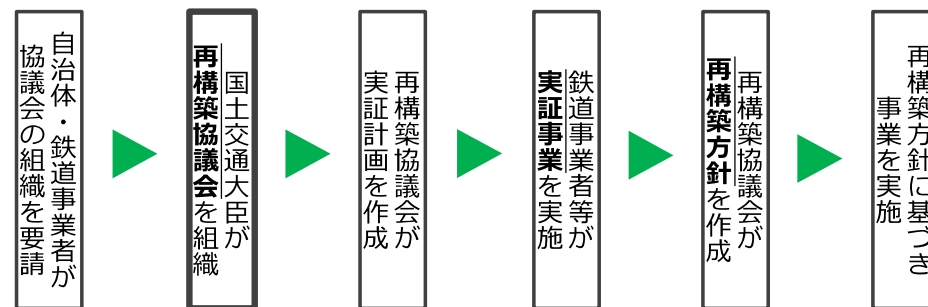
- ・**目的規定に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、国の努力義務として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加。**
- ・地域の関係者相互間の連携に関する事項を、**地域公共交通計画への記載**に努める事項として追加。

交通・他分野間の共創 (地域交通と、様々な他分野との垣根を越えた事業連携を実現)



ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充【地域交通法】

- ・自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聴いて、国土交通大臣が組織する「**再構築協議会**」を創設（協議会の開催、調査・実証事業等に対して国が支援）。
- ・また、協議会において
 - ①鉄道輸送の維持・高度化
 - ②バス等への転換
 のいずれかにより利便性・持続可能性の向上を図るための方策について協議が調ったときは**再構築方針を作成**。国は協議が調うよう積極的に関与。



(協議会では「廃止ありき」「存続ありき」の前提を置かずに議論)

※ J R各社は、引き続き J R会社法に基づく「大臣指針」を遵守し、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向等を踏まえて現に営業する路線の適切な維持等に努めることが前提

その他の改正項目【地域交通法・鉄道事業法・道路運送法】

- ・「**エリア一括協定運行事業**」の創設 (地域公共交通利便増進事業の拡充)
- ・**AIオンデマンド、キャッシュレス決済、EVバス**の導入等の**交通DX・GXを推進する事業**の創設 (道路運送高度化事業の拡充)
- ・鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設

- 許可・登録を要しない運送の解釈については、類似の通達が発出されてきた結果、利用者や実施者はもとより運輸局・運輸支局にも若干わかりにくくなっているところ。
- 地域における移動資源の確保が困難になっている中、バス・タクシーや自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点からも、改めて許可・登録を要しない運送についての考え方を整理した。
- また、複数の通達が存在することは混乱を招くことから、許可・登録を要しない運送に係る現在の通達をすべて廃止し、1つの通達にまとめる。

目次(なお、今回、③は省略)

①無償運送について

→ 新たに実費の対象として**保険料・車両借料**を追加しました。

②宿泊施設&介護施設の付随送迎

→ **商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能**であることを明記しました。

③ツアー&ガイドに係る付随送迎

→ **ツアーやガイドに付随して運送が可能**であることを明記しました。

④運送サービスの有無で料金に差を設ける場合

→ **実費の収受が可能**であることを明記しました。

⑤地縁団体が行う運送サービス

→ **会費で行う運送サービスが可能**であることを明記しました。

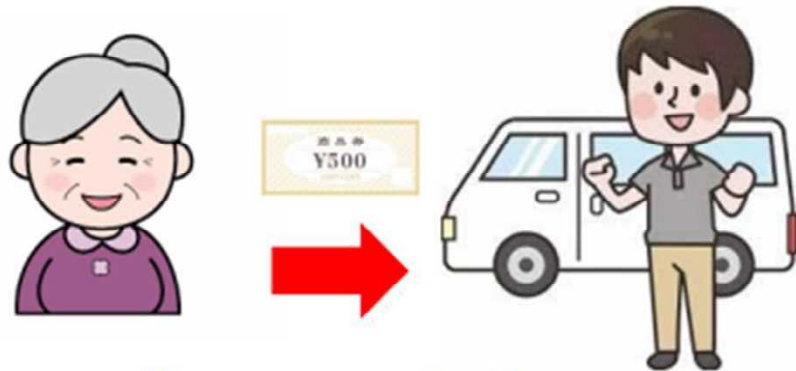
①無償運送について

○無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。

○以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。

- ①謝礼の支払い
- ②実費の請求及び支払い

謝礼の支払い



ボランティア・共助に
対するお礼の気持ち

実費の請求・支払い

(実費とは以下の項目を指します)

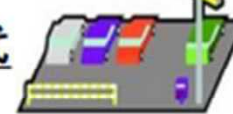
①ガソリン代等の燃料費



②有料道路使用料



③駐車場代



④移動サービス専用保険料

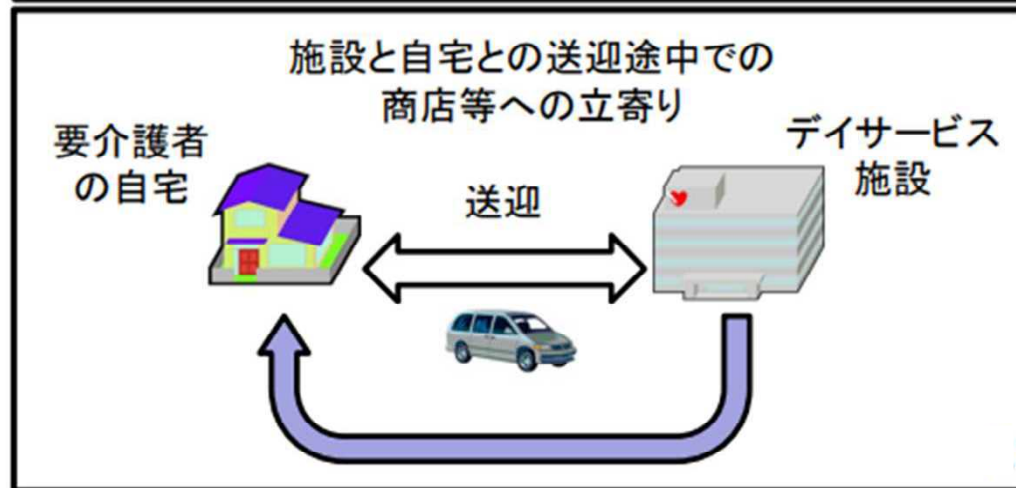
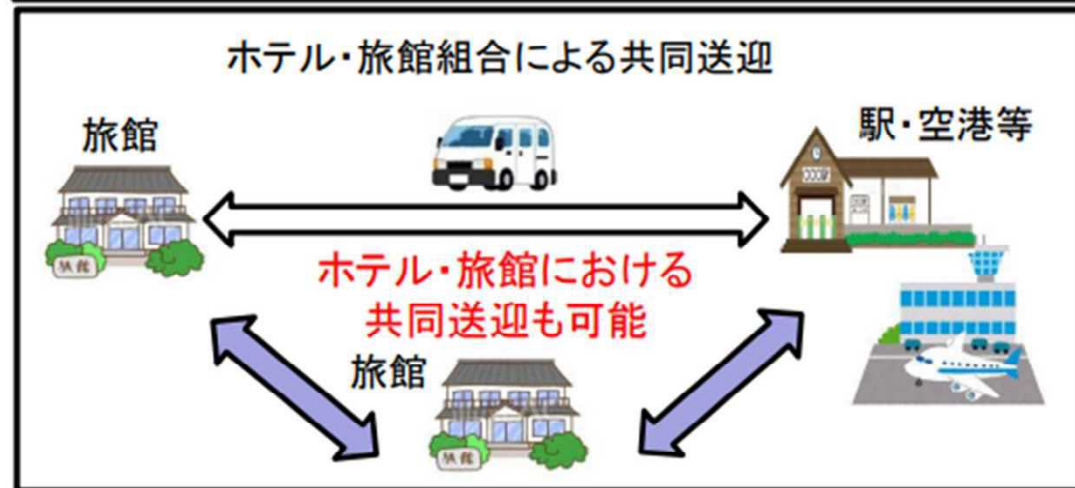
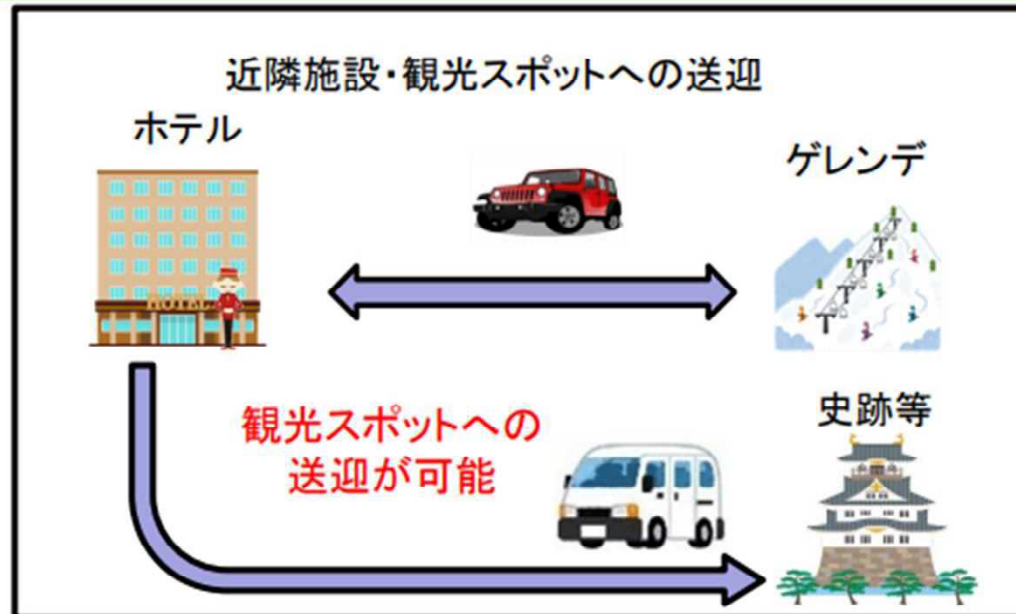
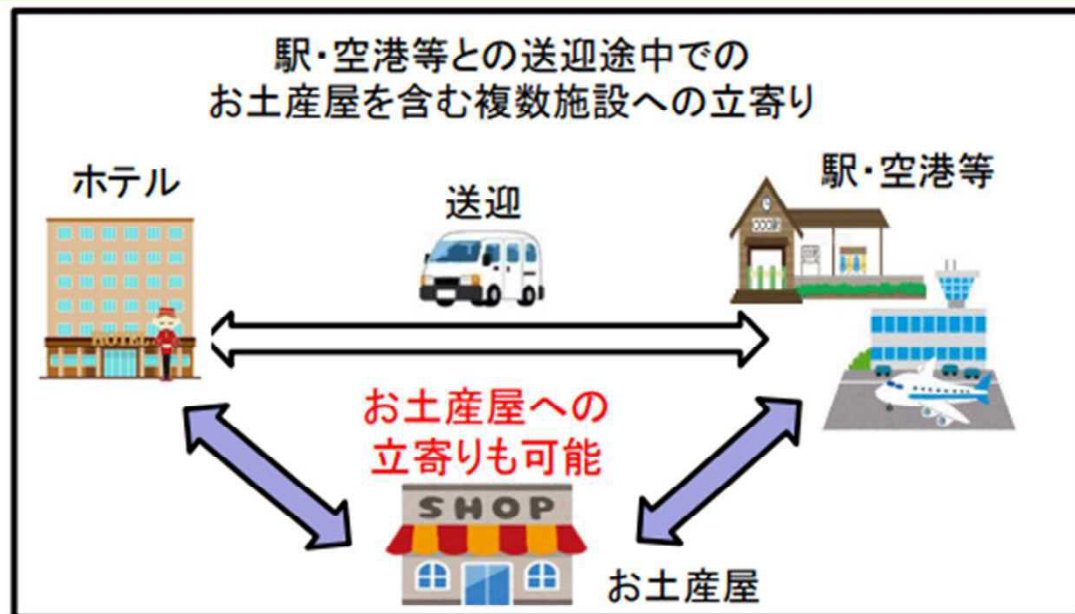


⑤運送を行うために発生した車両借料



② 宿泊施設 & 介護施設の利用に付随する送迎

- 宿泊施設や介護施設の利用者を対象とする送迎において、送迎に対する反対給付がない場合に許可等は必要ありません。
- この場合、利用者からの依頼に応じて、以下の送迎を行うことも可能です。

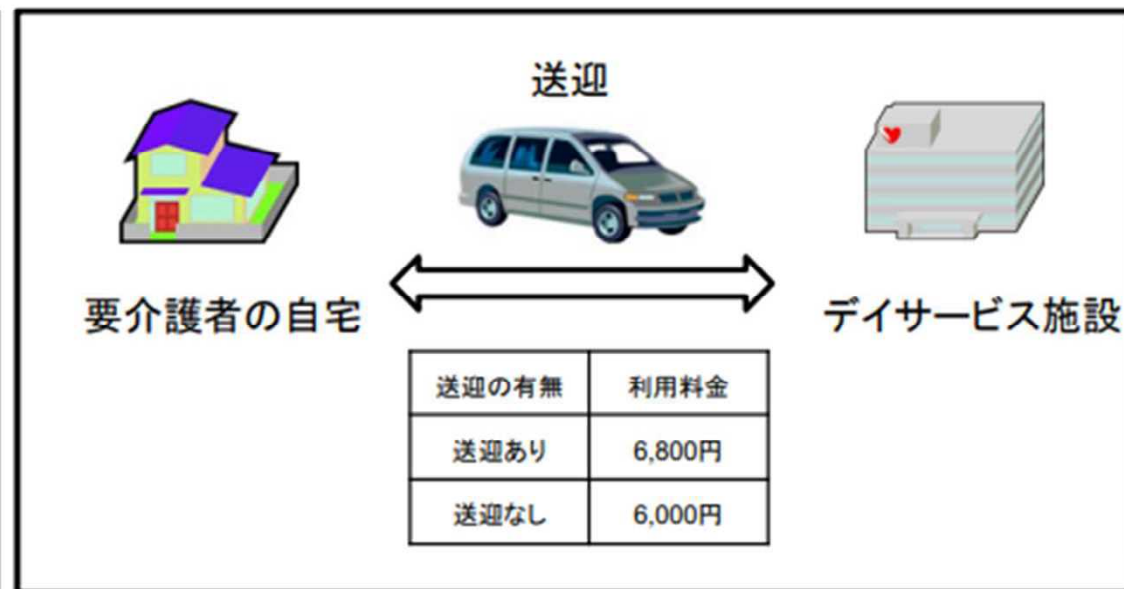
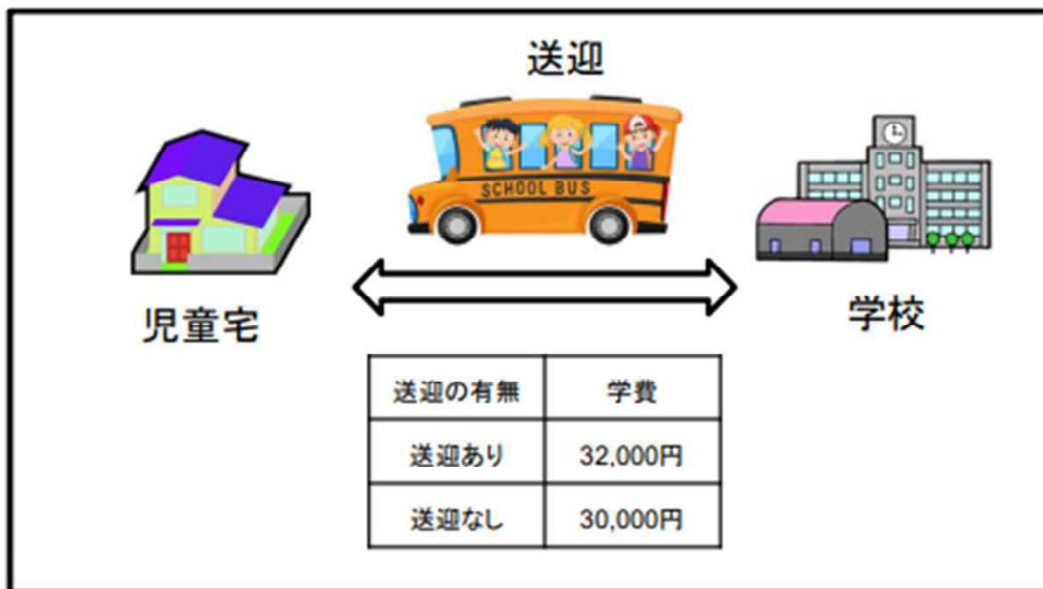


④ 運送サービスの有無で施設の利用料金等に差を設ける場合の扱い

- 有料の施設利用に付随する運送サービス、宿泊施設における運送サービス、幼稚園等の送迎に係る運送サービスについて、運送サービスの利用の有無によって利用料や宿泊料に差を設ける場合であっても、**当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内であれば**、許可等は必要ありません。

この場合の実費について

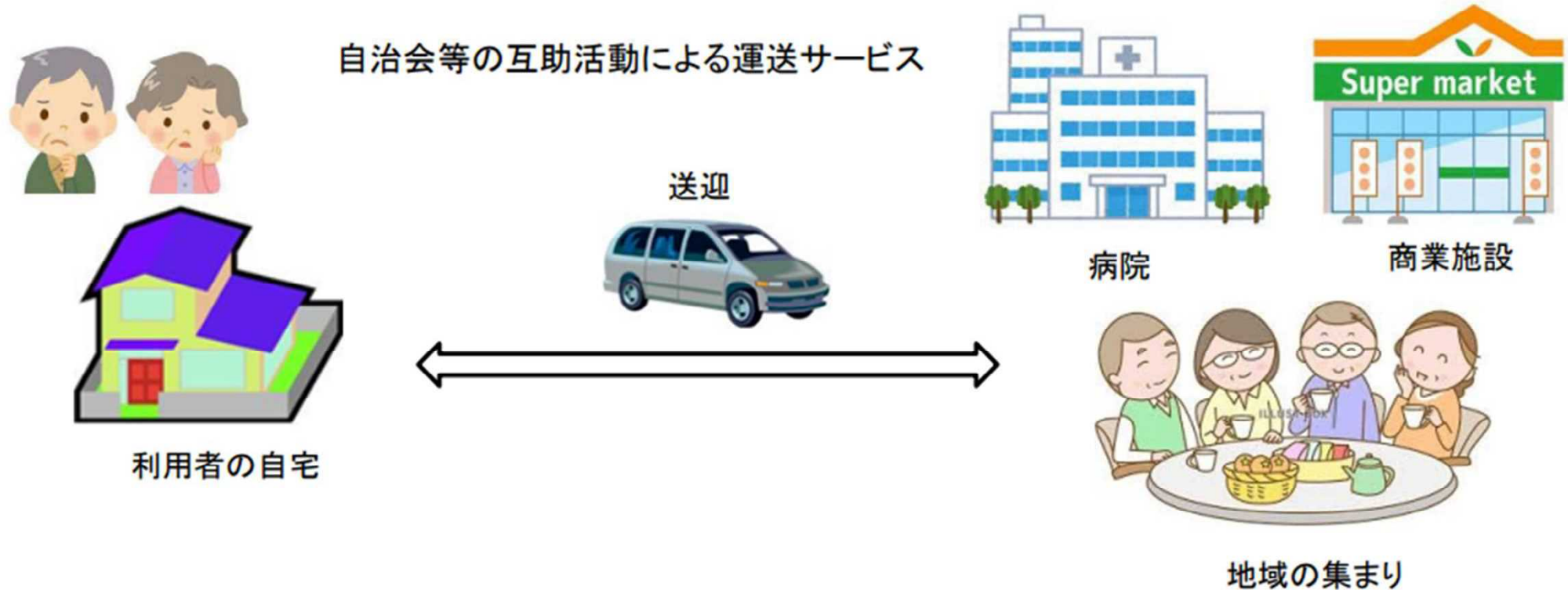
1ページ記載のガソリン代等の実費が対象となるのはもちろん、当該車両が、主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されていることに鑑み、実費の範囲に「車両償却費、車検料、保険料等」の車両の維持費を含めることも差し支えありません。



※ただし、幼稚園等において、利用者から運行に係る人件費相当を收受する場合は「通学通園に係る自家用自動車の有償運送の取扱いについて(平成9年6月17日付自旅第101号)」に基づき、**許可を要することとなります。**

⑤地縁団体が行う運送サービス

- 社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動として、**会員が負担する会費で行う運送サービスについては、許可等は必要ありません。**
- この場合、以下の行為が可能です。
 - ①会費で車両を調達すること
 - ②会費から当該サービスを提供するための運転者に報酬を支払うこと
 - ③運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること(ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。)



背景

- コロナ禍における需要減少の中、地域公共交通の担い手が大幅に減少。
- 人口減少による担い手不足に加え、2024年問題への対応等による地方鉄道・バス路線の減便・廃止などが進む中で、地域交通の維持に向けた地域の取組のさらなる総合的な支援が必要に。

国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：国土交通大臣）

- **地域の足対策**
全国の自治体において、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェア、公共ライドシェア等（以下、タクシー等という）を地域住民が利用できる状態を目指す。
- **観光の足対策**
主要交通結節点（主要駅、空港等）において、タクシー等を来訪者が利用できる状態を目指す。

「交通空白」解消のツール（例）

ローカル鉄道

バス

乗用タクシー

日本版ライドシェア

公共ライドシェア

乗合タクシー

AIオンデマンド

許可・登録を要しない
輸送

2024(R6)年7月 本部立上げ

日本版ライドシェア、公共ライドシェアなどのツールの浸透

全国の運輸局中心に、自治体の首長訪問、自治体の取組の伴走支援を実施

2025(R7)年5月 「交通空白解消・集中対策期間（R7～R9）における取組方針」とりまとめ

集中対策期間中に、全国約2000の交通空白地区・約460地点の観光の足の空白地区の解消の目途をつける

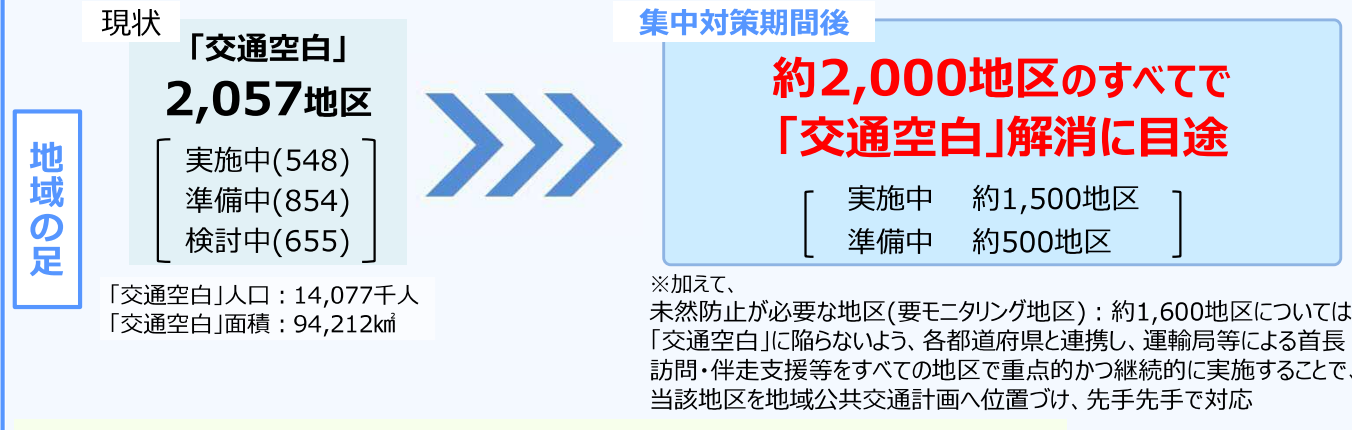
関東管内
交通空白約300、観光約60地点

「交通空白解消・集中対策期間」における取組方針(概要)

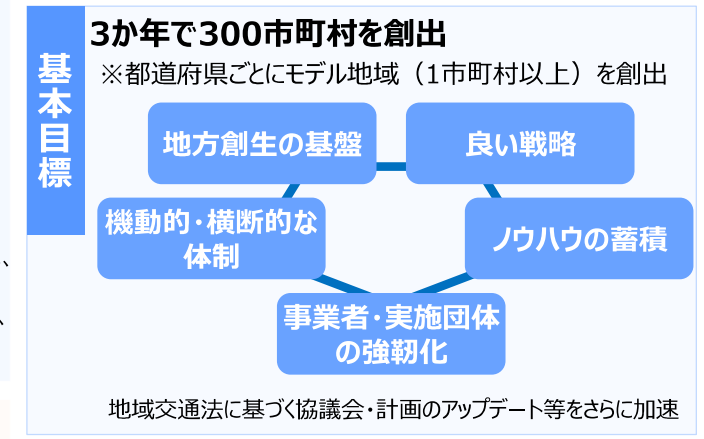
「交通空白解消・集中対策期間」における取組方針

集中対策期間（令和7～9年度）において、全国の「交通空白」解消に早急に取り組むとともに、集中対策期間後も見据え、加速する人口減少・高齢化への対応やインバウンドの地方誘客に向け、今後発生する「交通空白」への対応のほか、「交通空白」を発生させない先手先手の対応に向け、自治体等における「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを推進する。

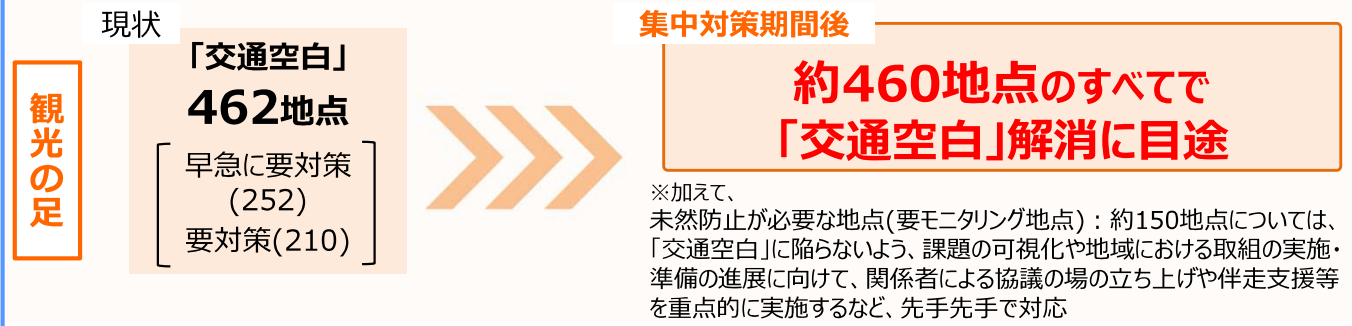
(1) 目の前の「交通空白」への対応



(2) 「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくり



「地域の足」×「観光の足」の総合的な確保（ハイブリッド化）も推進



国による総合的な後押し

<p>地方運輸局等による首長訪問・事業者との橋渡し・伴走支援</p>	<p>制度・事例等に係る情報・知見の提供 ガイダンス、ポータルサイト、カタログ</p>	<p>実証・実装等に向けた十分な財政支援</p>	<p>「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム 民間の技術・サービス、マッチング・交流の場、パイロット・プロジェクト</p>	<p>新たな制度的枠組みの構築 共同化・協業化、自治体の体制強化、観光の足とのハイブリッド化等</p>
------------------------------------	--	--------------------------	--	--

とりまとめの内容

1. 共同化・協業化の推進

- 担い手不足をはじめ供給面の制約から地域旅客運送サービスの提供に課題が生じている状況に対応するためには、交通事業者、交通事業者以外の関係者（施設送迎）、地方公共団体の共同化・協業化を進めていくことが必要。
- 「交通空白」等について、地域の輸送資源をフル活用して解消するため、運転者等の担い手や車両等に関して、地方公共団体が司令塔役として主体性を発揮して交通事業者間や施設送迎サービスの提供者等から協力を得る等、地域の関係者が連携してその実情に応じた適切な形態による運送サービスの提供を図る事業を、地域交通法の地域公共交通特定事業として新たに創設し、手続の特例、事業の計画的な実施義務を措置するなど制度的な対応を講じるべきである。
- 航路事業において、船舶の法定検査期間中の運休・減便回避のため、他の事業者から代替運航や船舶の貸渡しの協力を得て運航の確保を図る事業を、地域交通法の地域公共特定事業として新たに創設するなどの制度的な対応を講じるべきである。
- これに加え、共同化・協業化に係る体制整備や設備投資のため財政投融资も含めた財政上の支援により、これらの取組を強力に推進すべきである。

2. 地方公共団体を支援する外部組織の活用

- 地方公共団体が地域交通施策に取り組む上で、人員やノウハウの不足が大きな課題となっている。
- 関係者の連携・調整を図りながら地域交通施策の推進に貢献する外部組織「連携促進団体（仮称）」が、地方公共団体を補完する存在として役割を果たせるよう、法定協議会への参加や地域公共交通計画の検討・提案が行えるようにするなど、地域交通法において制度的な位置づけを規定すべきである。

3. 公共ライドシェアの実施主体

- 広域での輸送ニーズに対応するため、一部事務組合、広域連合、都道府県等も公共ライドシェアの実施主体に追加することを検討すべきである。

4. データの利活用

- データの外部への共有やアクセス範囲などのプロセスをガイドラインで明確化しつつ、地方公共団体が交通事業者等にデータ提供を求めることができることを明確化する。
- 地方公共団体等のルール遵守を前提に、交通事業者等が、その必要性・重要性に鑑み、地方公共団体からの求めに協力し、地方公共団体と交通事業者等の両者が緊密に連携して地域交通の持続可能性の確保に努めていくことが極めて重要である。
- こうした観点から、このデータ提供等の協力要請に関し、特にその必要性が高い一定の場合に限っては、地域交通法において、正当な理由がある場合を除き要請に応じることとするを、規定することが望ましい。その際、事業経営や競争に関わる事項の取扱いに留意するべきである。

とりまとめの内容
5. 法定協議会の運営

- 交通事業者が路線等の休廃止に係る情報提供を事前に行うように努め、代替交通の確保に係る協議を行うこととすることを、地域交通法の基本方針において明確化するなどの措置を検討すべきである。
- 法定協議会の議決方法について、関係者の意見聴取の機会を確保したうえで、多数決も含めて協議会の議決を行うことが可能な旨を同基本方針において明確にし、迅速かつ効果的な意思決定ができるような協議会運営ができるように検討すべきである。

6. 観光需要を踏まえた相乗効果の発揮

- 地域公共交通計画の策定に当たって、地域住民の移動とあわせて、観光客の移動のための需要を考慮することを、地域交通法の基本方針において明確化すべきである。

<開催実績>

令和7年6月27日	第1回	地域公共交通の現状、本検討会での検討事項・論点、関係者ヒアリング
8月25日	第2回	検討事項・論点の整理、関係者ヒアリング
9月29日	第3回	とりまとめ(素案)、関係者ヒアリング
12月16日	第4回	とりまとめ(案)
12月26日		とりまとめ(公表)

委員・臨時委員
<委員> ◎は部会長

池之谷 潤	全日本交通運輸産業労働組合協議会議長
大井 尚司	大分大学経済学部門教授
大串 葉子	同志社大学大学院ビジネス研究科教授
清水 希容子	島根大学材料エネルギー学部教授
須田 義大	東京工科大学片柳研究所教授 未来モビリティ研究センター長
竹内 健蔵	東京女子大学現代教養学部教授
羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
原田 文代	株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員
◎山内 弘隆	一橋大学名誉教授

<臨時委員>

阿部 守一	長野県知事
石田 東生	筑波大学名誉教授
加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科教授
河合 優子	西村あさひ法律事務所弁護士
神田 佑亮	呉工業高等専門学校 環境都市工学分野教授
熊谷 雄一	青森県八戸市長
越 直美	三浦法律事務所弁護士
中村 文彦	東京大学大学院 新領域創成科学研究科特任教授
松井 一實	広島県広島市長
吉田 樹	福島大学経済経営学類教授、 前橋工科大学学術研究院特任教授

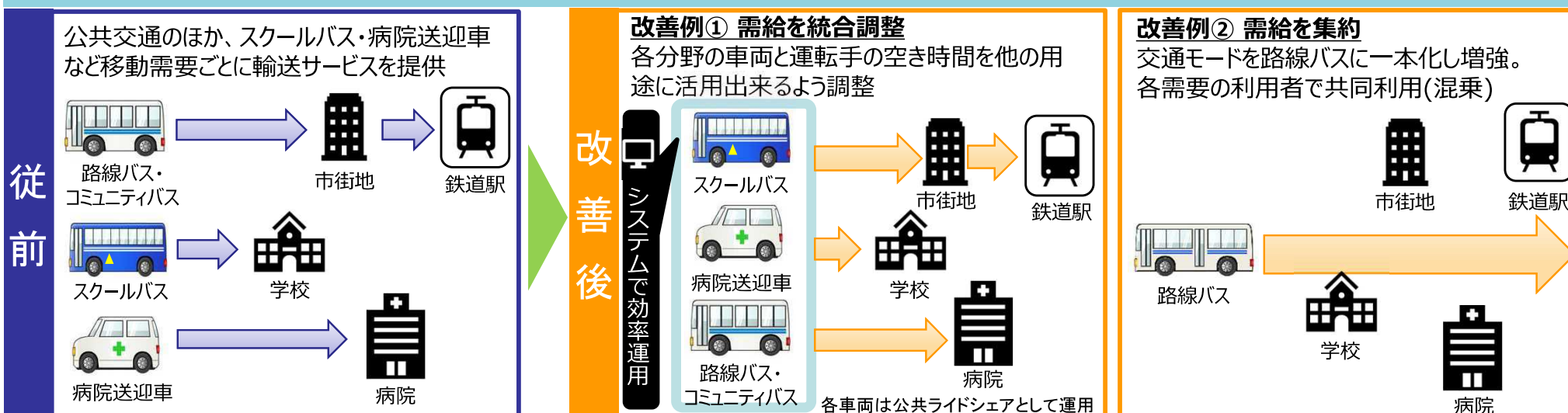
オブザーバー

渡邊 一陽	一般社団法人日本民営鉄道協会副会長・ 地方交通委員会委員長
伊藤 敦子	東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役副社長
金田 学	第三セクター鉄道等協議会会長
田端 英明	公益社団法人日本バス協会 地方交通委員会委員長
田中 亮一郎	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー 連合会副会長・地域交通委員会委員長
有村 和晃	一般社団法人日本旅客船協会副会長
池上 明子	一般社団法人全国自治体ライドシェア 連絡協議会理事

このほか、国土交通省関係部局及び関係省庁も参画

- 人口減少・高齢化に伴い、**公共交通の担い手不足による供給制約**が強まる一方、医療・福祉・教育・買物等生活に不可欠な分野のサービスの持続性確保のため、**病院・学校等の統合・集約**が急速に進展し、**移動需要は増大**。
- 移動手段を確保して地域の暮らしを安定させるため、**交通とこれら分野の連携の一層の強化**が急務。
- **データ活用等によりこれら分野に係る移動の需給を集約化・統合調整**し、あらゆる**地域輸送資源**（交通事業者に加え、これら施設が保有する施設送迎に係る人員・車両等）の**フル活用**を推進。

「地域輸送資源のフル活用」のイメージ



「地域輸送資源のフル活用」を進めるための支援措置

○ 新たな制度的枠組みの構築

交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会「とりまとめ」(R7.12.16)

『バス・タクシー・公共ライドシェアに係る「交通空白」等について、**地域の輸送資源をフル活用**して解消するため、運転者等の担い手や車両等に関して、地方公共団体が主体性を発揮して**交通事業者間や施設送迎サービスの提供者等から協力を得る等**、地域の関係者が連携してその実情に応じた適切な形態による**運送サービスの提供を図る事業**を、**地域交通法の地域公共交通特定事業として新たに創設**し、手続の特例、事業の計画的な実施義務を措置するなど制度的な対応を講じる』

○ 先進的プロジェクト等に対する支援

- ・ 「交通空白」解消パイロット・プロジェクト
- ・ 地域交通DX「COMmmONS」



⇒**先進的なプロジェクト等に対し、** **COMmmONS**
国の積極的な関与により実現を後押し

本省
において

厚生労働省・文部科学省・スポーツ庁等と連携し、取組や課題を共有しつつ、政府全体から現場まで**各階層にわたる他分野連携**を促進。

運輸局
において

自治体の庁内連携も含めた地域における**他分野連携を促進**し、**好事例となる事業の創出**により地域の困りごとの解決に向けて伴走支援。

移動サービスのお困りごとがあればお近くの運輸支局までご相談ください



茨城運輸支局	029-247-5348 (代表)
栃木運輸支局	028-658-7011 (輸送担当)
群馬運輸支局	027-263-4440 (代表)
千葉運輸支局	043-242-7336 (代表)
埼玉運輸支局	048-624-1835 (代表)
東京運輸支局	03-3458-9231 (代表)
神奈川運輸支局	045-939-6800 (代表)
山梨運輸支局	055-261-0880 (代表)

介護予防・日常生活支援総合事業と移動支援について

令和8年2月 関東信越厚生局健康福祉部
地域包括ケア推進課

2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化について

- 介護分野において、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、従前から**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進**。
- 2040年に向けて生産年齢人口が減少する中、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれ、**地域包括ケアシステムの深化が必要**。高齢者人口の変化に伴い、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市など、**サービス需要に大きな地域差**。それに応じ、サービス供給体制も2040年にかけて変化する中、これらを踏まえて、利用者にとって切れ目ないサービス提供が可能となるようにしていくとともに、地域づくりを推進していくことが必要。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが引き続き必要。そのために地域の介護・医療資源等を見える化し、地域の関係者で分析・議論することが必要。

病院：

高度急性期、急性期、
包括期、慢性期

日常の医療：

- ・かかりつけ医、有床診療所
- ・地域の連携病院
- ・歯科医療機関
- ・薬局 ・訪問看護事業所

医療・介護連携

- ・介護施設と協力医療機関の連携
- ・入退院支援
- ・在宅復帰支援・在宅療養支援
- 施設系サービス：介護老人保健施設
- 在宅系サービス：訪問看護 等

※介護保険法上の施設・事業サービスの目的に着目した整理

施設・居住系サービス：

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- 等

在宅系サービス：

- ・訪問介護
- ・訪問リハ
- ・通所介護
- ・通所リハ
- ・訪問看護
- ・短期入所生活介護
- ・介護予防サービス
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・居宅療養管理指導
- ・短期入所療養介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- 等

医療



相談支援

様々な相談、関係者間調整



多様な社会資源

- ・地域コミュニティ ・ボランティア
- ・老人クラブ ・自治会
- ・NPO ・インフォーマルな支援
- ・民間企業 等

生活支援・介護予防等

※専門職と地域の支え合いの仕組みの連携

- ・持ち家・借家、
- ・有料・サ高住、
- ・養護・軽費 等

住まい

本人

家族

地域づくり

地域ケア会議

※ 地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に
必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区等）を単位として想定

※ 地域の移動・交通、住まい確保支援・まちづくりとも連携した対応が必要

※ 本人を取り巻く相談支援機関等を中心に、権利擁護支援の関係機関と連携しつつ、本人の意思決定を支援し、日常生活を支えることが重要

※ 地域づくりは、地域の実情に応じ、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員、若年性認知症支援コーディネーターをはじめとする地域のあらゆる関係者が担い手となる

地域支援事業の目指すこと

地域包括ケアシステムの構築

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り**住み慣れた地域**で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援**が一体的に提供される体制の構築

地域支援事業の目的及び趣旨について

- 被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを**予防**し、**社会に参加**しつつ、**地域において自立した日常生活を営む**ことができるよう支援することを目的とし、**地域における包括的な相談、及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制、及び認知症高齢者への支援体制**を一体的に推進する。

住み慣れた地域での自分らしい暮らし

日常生活



地域支援事業

地域包括ケアシステム

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。**
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような**地域づくりを市町村が支援すること**について、**制度的な位置づけの強化**を図る。



地域包括ケアシステム

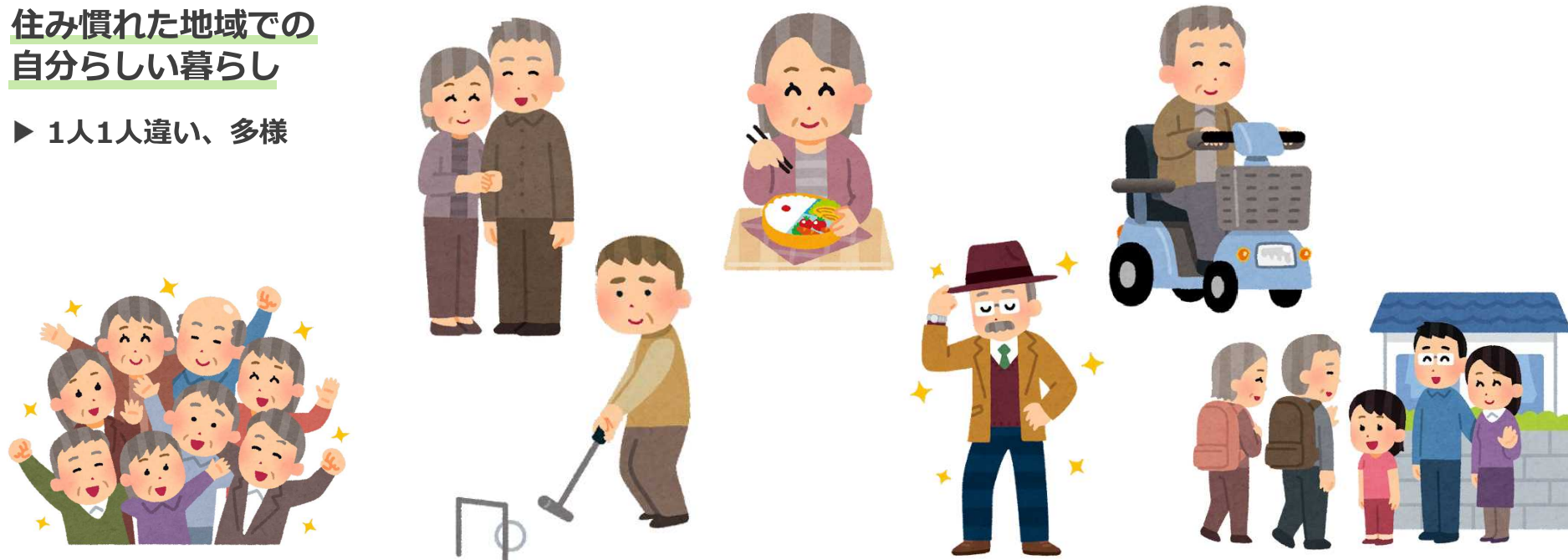
高齢者がどのような状態になっても**高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援**を目的に、**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう**、**住まい・医療・介護・予防・生活支援**が一体的に提供される

総合事業

高齢者（要支援者や事業対象者など）が**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送り続けることができる**ように、**介護予防の視点**を軸に**高齢者の能力を最大限引き出し、活かせること**を目指して**多様で柔軟なサービス**を提供したり、また**地域住民の多様な参画**など**地域の支え合い体制づくり**を行うこと

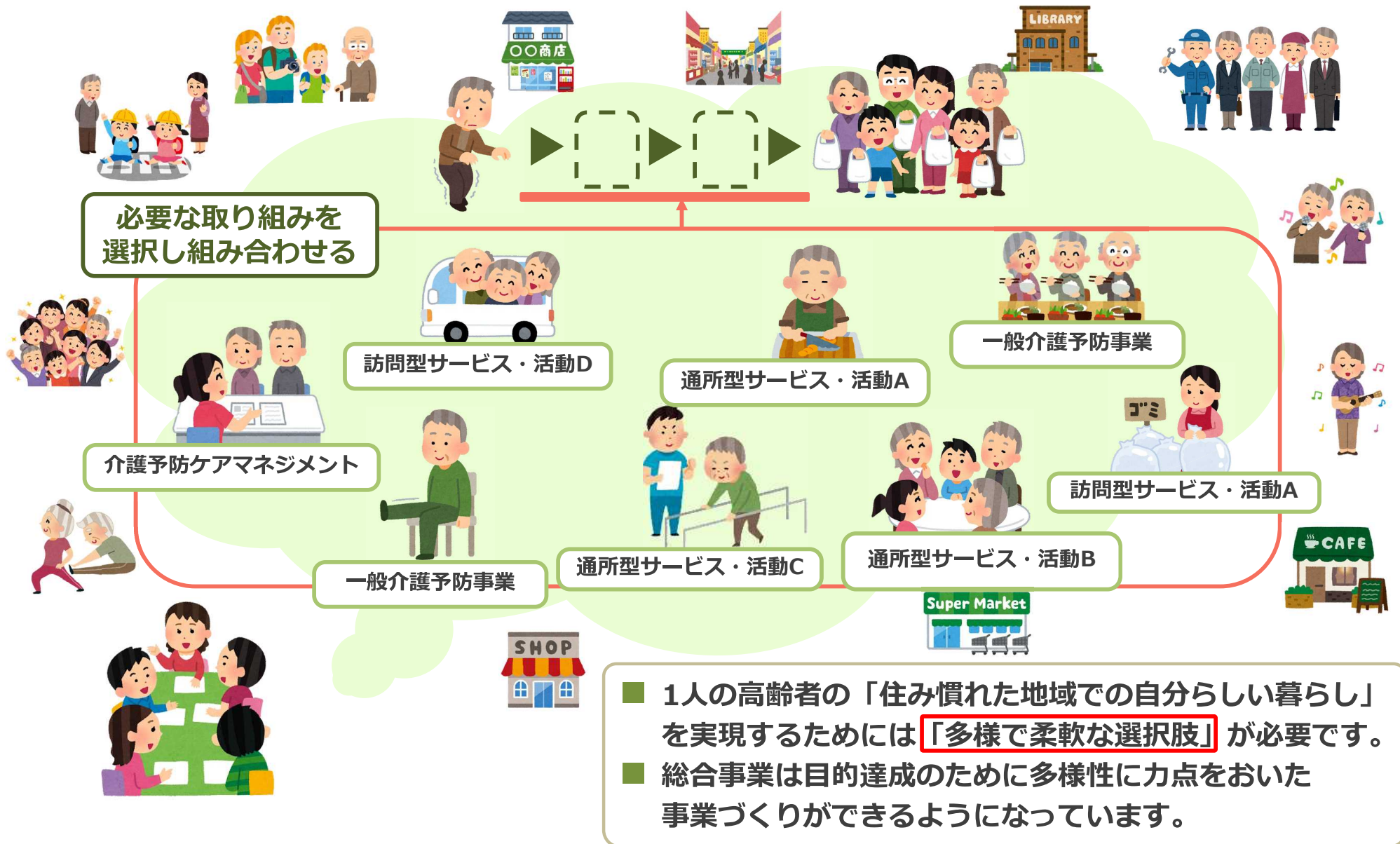
住み慣れた地域での自分らしい暮らし

▶ 1人1人違い、多様



多様で柔軟な選択肢の必要性

1人の高齢者の「住み慣れた地域での自分らしい暮らし」を実現するためには



高齢者の移動支援と総合事業の関係

！ 介護保険制度からみた高齢者の移動支援の意義とは？

- 運転免許返納 ⇒ 買い物難民、通院機会の確保
 - + 外出をすること（身だしなみ・地域や人とのふれあい）
 - ⇒ **今まで当たり前に行っていたことを続ける（自分らしさ）**
 - ➔ **地域の中で人の移動が停滞しないこと = 地域活動の活性化**

！ 地域全体で高齢者の移動手段を確保するには？

- 地域のバス（路線バス・デマンドバスなど）・タクシー
 - × 市町村やNPOが行う自家用有償旅客運送（福祉有償運送など）
 - × **住民の“やりたい”を実現するための仕組み ⇒ 住民主体による移動支援**

介護予防・日常生活支援総合事業の活用

（訪問型サービス・活動Dの実施・生活支援体制整備事業による生活支援コーディネーターの配置等）

※道路運送法における許可・登録を要しない運送に対する市町村の支援の制度化

住民主体のサービス・活動の推進（令和6年度要綱改正）

（サービス・活動事業A・B(D)における総合事業対象者以外の参加者に係る委託費・補助等の取扱い）

○サービス・活動Aを委託により実施する場合の委託費や、サービス・活動B(D)の補助等の対象経費について、総合事業の対象者以外の地域住民が参加する場合のルールについて、地域の多様な主体の参画を推進する観点から見直し。

住民主体サービスについて、全利用者の半数以上が要支援者・事業対象者・継続利用要介護者である場合、地域共生社会の推進の観点から事業費を按分せず全額を地域支援事業交付金の交付対象とする取扱いとしている。他方、利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、更なる方策を検討することが必要である

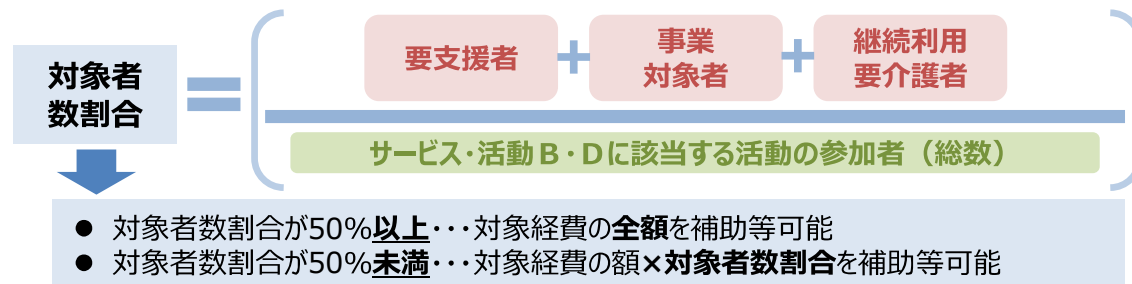
補助対象経費

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める

例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
 - 活動場所の借上げに要する費用
 - 光熱水費
 - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
 - 支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）
- * 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール



→ 地域の多様な主体による活動の展開が阻害される可能性

令和6年度以降、地域住民を含む多様な主体による活動の促進を図る観点から、以下の取扱いによる。*

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める

例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
 - 活動場所の借上げに要する費用
 - 光熱水費
 - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
 - **支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）**
- * 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

※ 市町村の判断により、改正前の方法により補助を行うことも可能

市町村が、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を**事業の目的を達成するための附随的な活動**と判断する場合は、以下の取扱いによることとする。

- 対象者数割合によらず、**対象経費の一部を（定額）補助等**すること
- 対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、（給付の場合の兼務と同様）**対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等**すること



⇒対象者の数によらずボランティア活動全体に対する奨励金を補助することが可能

* この取扱いによる場合も、対象者のみの事業を実施する場合と同様に、市町村は、総合事業の対象者の数について、適宜適切に把握（団体等の負担に配慮し、把握時期を年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能）すること

サービス・活動Aの委託費についても、同様の考え方によることができる。
※この場合、「ボランティア活動に対する奨励金」については、委託業務に従事する職員の人件費等を含めることとし、対象経費については、その他の直接経費を含むことができる。

改正前

実施要綱改正後

多様なサービス・活動の分類（地域支援事業交付金の取扱いによるもの）

（注）以下に示す総合事業の類型については、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であり、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものである必要がある。

訪問型 サービス・ 通所型 サービス	多様なサービス・活動				その他	
	従前相当サービス	サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D (訪問型のみ) (住民主体によるサービス・活動)		サービス・活動C (短期集中予防サービス)
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）	委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	
想定される実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者等（訪問介護・通所介護等事業者） 	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者等以外の多様な主体（介護サービス事業者等） 		<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 当該活動を支援する団体 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等 	
基準	国が定める基準を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの			
費用	国が定める額（単位数）		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
	額の変更のみ可	加算設定も可				
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 継続利用要介護者 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が増大すると認められる者 		
サービス内容 (訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 介護予防のための地域住民等による見守りの実施 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定） 			<ul style="list-style-type: none"> 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス 	
サービス内容 (通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など 送迎の実施 				
支援の提供者	国が定める基準による		市町村が定める基準による			
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 地域の多様な主体の従事者 高齢者を含む多世代の地域住民 (有償・無償のボランティア) 	<ul style="list-style-type: none"> 有償・無償のボランティア マッチングなどの利用調整を行う者 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療専門職 		

これらに類しないもの

(委託と補助の組み合わせなど)

その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等）からなる。

介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス・活動の例（令和6年度ガイドライン改正）

○地域支援事業実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正。

従前相当サービス	選択 支援	多様なサービス・活動
<ul style="list-style-type: none"> ● 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス ● 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など ● サービスの内容は総合的なものであるほか一定の制約あり 		<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動 ● 想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等 ● サービスの内容は高齢者の視点に立って検討される

【高齢者の選択肢の拡大の視点にたった多様なサービス・活動A・B(D)のイメージ】

訪問型の多様なサービス・活動のイメージ

- **地域住民が担い手となって活動することができる活動**
- **介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施**
 - ➔ 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守りの援助等を実施する（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）
 - ➔ （有償・無償）ボランティア活動による場合は、サービス・活動B、雇用（ボランティアとの選択も可）による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は、訪問型サービス・活動Aとなる
- **高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など**
 - ➔ 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握した結果、例えば、掃除がその大宗を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供
 - ➔ 地域の清掃業者に委託等を行う場合、サービス・活動Aとなる

- **通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援**
 - ➔ 地域住民の互助活動としての**移動支援**と**付き添い**であり、**行き先**は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定める
 - ➔ 原則としてサービス・活動B・Dでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Aの一部として実施することも可能

※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Aとして実施することなども想定される

通所型の多様なサービス・活動のイメージ

- **地域住民が担い手となって活動することができる活動**
 - ➔ 多世代の地域住民が高齢者や例えば子どもなどの見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と連動し、食品の加工や農作業などを行う場（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）
 - ➔ 訪問型サービスと同様
- **セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動**
 - ➔ 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Cの利用終了直後の者などに対する運動習慣づけのための活動
 - ➔ 民間の運動・健康づくり施設への委託等（期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動（セルフケア）に移行すること）を想定
- **高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動**
 - ➔ 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に資する活動と連動するような、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動等への参加を支援
 - ➔ 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定（利用者の自己負担等に関わりのない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切）
- **住民や地域の多様な主体相互の協力で入浴・食事等の支援**
 - ➔ 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴時の見守りや食事等の支援（配膳等）を行う活動
 - ➔ 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

総合事業による高齢者の移動支援と道路運送法における許可・登録の必要性との関係

「介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の移動支援に係る交通施策との関係等について（周知）」（令和6年3月29日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）

- 総合事業による高齢者の移動支援と道路運送法における許可・登録の必要性との関係等について、「道路運送法新ガイドライン」（「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）の別添）を踏まえた整理は以下のとおり。

訪問型サービス・活動D(又はB)として、**住民主体**による通院・買い物等のための移動・付き添いを行う活動に補助(助成)する場合

- ・ 本事業として行う運送は、道路運送法新ガイドラインⅡ 1（2）③の提供する**サービスに人の運送が付随して行われるものに該当するもの**であり、**道路運送法による許可・登録は不要**。
- ・ 本事業の実施主体が、利用者から**ガソリン代等の実費相当分（※）を受け取る場合**も、道路運送法による許可・登録の判断基準において、**有償の運送とはならず、許可・登録は不要**。

※「実費相当分」とは、道路運送法新ガイドラインⅡ 1（1）②のガソリン代等の「実費」相当分をさす。

（参考）道路運送法新ガイドラインⅡ 1（1）②（抜粋）

- ・ 運送行為が無償で行われる場合においても、ガソリン代等の「実費」を受け取ることは許される。この場合には許可又は登録又は不要である。
- ・ 「実費」とは、運送（前後の回送を含む。）に必要なガソリン代等の燃料代、道路通行料、駐車場料金、保険料（※）、当該運送を行うために発生した車両借料（レンタカー代）をいう。
 - ※保険料とは、以下の保険に関する保険料を指す。
 - ・ ボランティア団体・NPO等による、一回あたり、又は一日あたりの無償運送行為を対象に提供されている保険（当該保険が年間契約による場合を含む。）。ただし、当該車両にもともと掛けられている自賠責保険・任意保険は対象外。
 - ・ レンタカーの借り受けに伴って加入する一次的な保険（免責補償制度（CDW）及び休業補償（NOC））。
- ・ ガソリン代の算出は、一般的には、直近のガソリン価格等を利用して以下の方法により算出することが可能であるが、運送行為が頻繁に行われる場合に、一定の期間において「1 kmあたり〇円」などと定めて概算することも、簡易な方法として容認できる。
走行距離（km）÷燃費（km/ℓ）×1 ℓあたりのガソリン価格（円/ℓ）

- ・ 総合事業としての補助（助成）対象経費は、移動・付き添い活動に係る間接経費（活動団体の事務職員等の人件費、利用調整に関する経費、運転を行う者の研修に要する費用等）のほか、ガソリン代等の実費相当分、ボランティア（運送を行う者を含む。）に対するボランティア奨励金の支給やボランティアポイントの付与に係る経費が想定される。なお、これらの経費に対する補助（助成）を行う場合も、当該補助（助成）については運送の反対給付とはみなされず、道路運送法による許可・登録は不要。

第一号通所事業を実施する施設への**送迎**（道路運送法新ガイドラインⅡ 1（2）②関係）

- ・ いずれの場合も、第一号通所事業利用者の送迎のために付随した運送を行うものであり、かつ、市町村から第一号通所事業の実施に要する費用が支給されていることから、利用者から利用料を徴収する場合であっても、当該利用料は運送に特定した反対給付とはならず、道路運送法による許可・登録は不要。
- ・ また、利用者の依頼・要望に応じて、送迎途中に商店等に立ち寄ることも差し支えない。

- 許可・登録を要しない運送の解釈については、類似の通達が発出されてきた結果、利用者や実施者はもとより運輸局・運輸支局にも若干わかりにくくなっているところ。
- 地域における移動資源の確保が困難になっている中、バス・タクシーや自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点からも、改めて許可・登録を要しない運送についての考え方を整理した。
- また、複数の通達が存在することは混乱を招くことから、許可・登録を要しない運送に係る現在の通達をすべて廃止し、1つの通達にまとめる。

目次

①無償運送について

→ 新たに実費の対象として**保険料・車両借料**を追加しました。

②宿泊施設&介護施設の付随送迎

→ **商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能**であることを明記しました。

③ツアー&ガイドに係る付随送迎

→ **ツアーやガイドに付随して運送が可能**であることを明記しました。

④運送サービスの有無で料金に差を設ける場合

→ **実費の収受が可能**であることを明記しました。

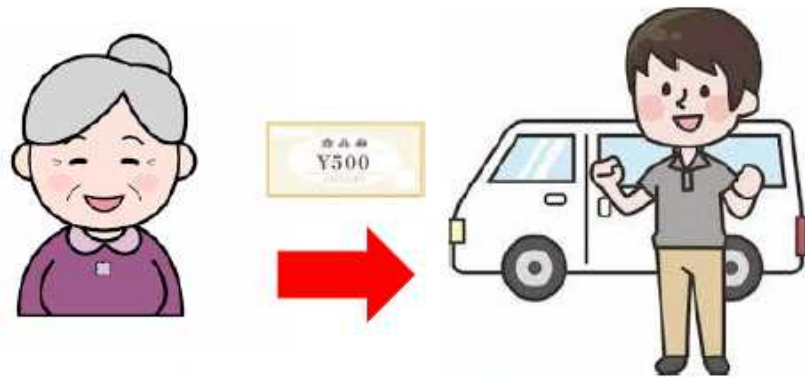
⑤地縁団体が行う運送サービス

→ **会費で行う運送サービスが可能**であることを明記しました。

①無償運送について

- 無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。
- 以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。
 - ①謝礼の支払い
 - ②実費の請求及び支払い

謝礼の支払い



ボランティア・共助に
対するお礼の気持ち

実費の請求・支払い (実費とは以下の項目を指します)

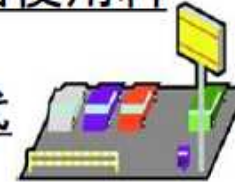
①ガソリン代等の燃料費



②有料道路使用料



③駐車場代



④移動サービス専用保険料

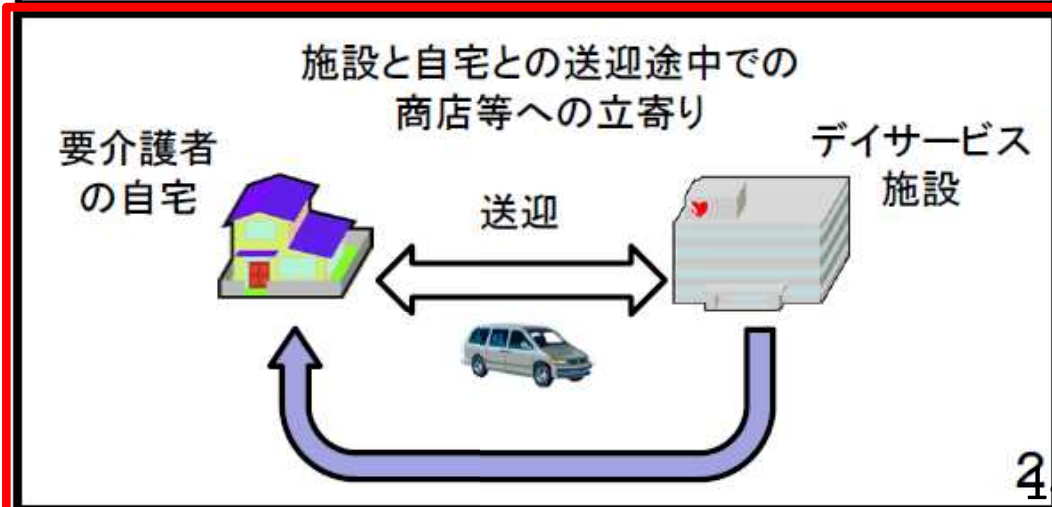
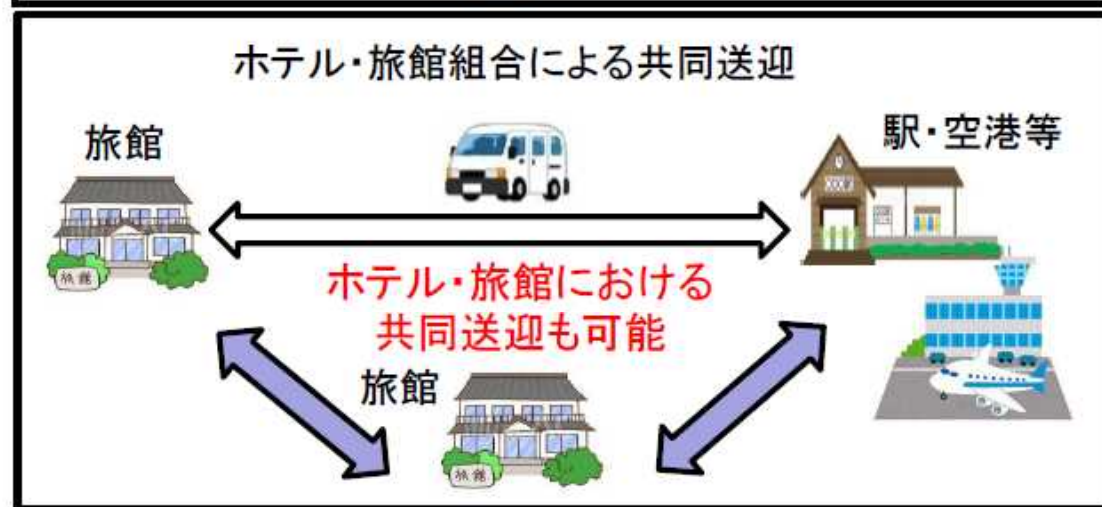
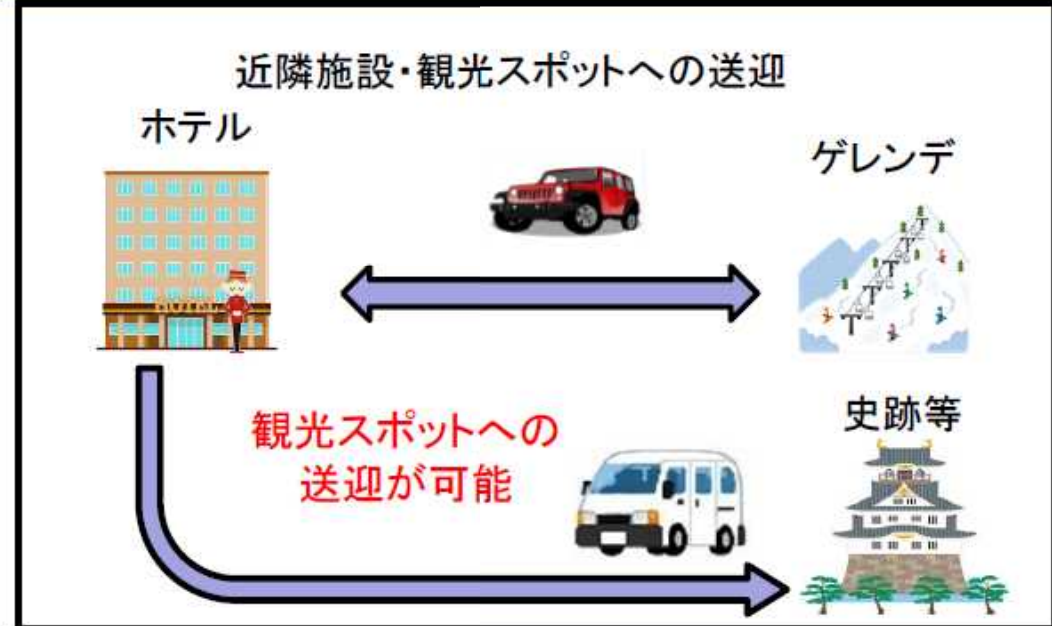
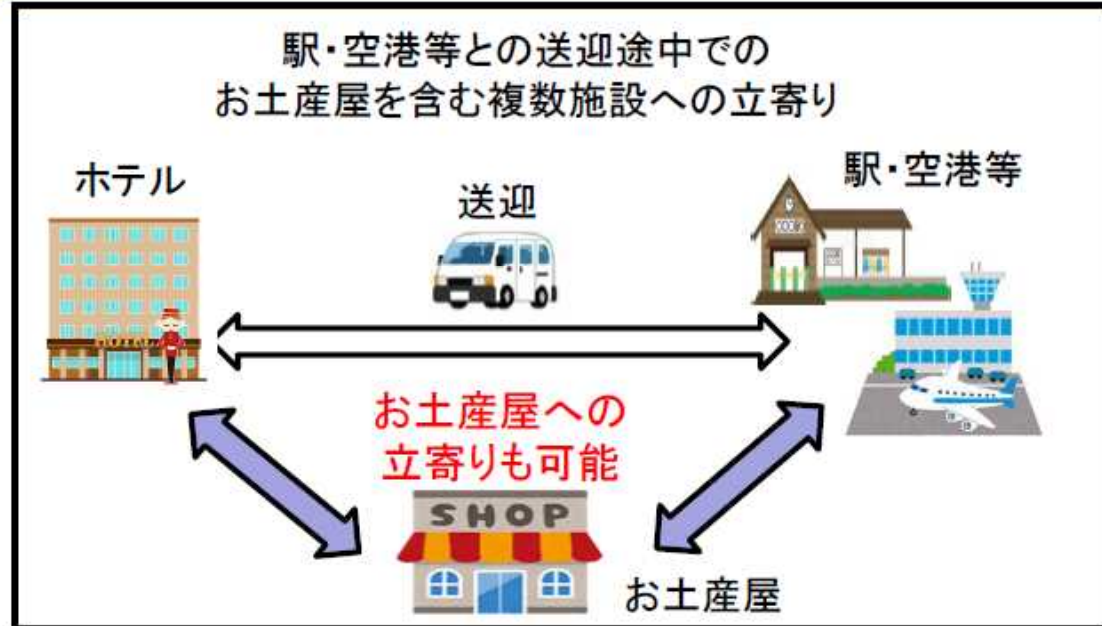


⑤運送を行うために発生した車両借料



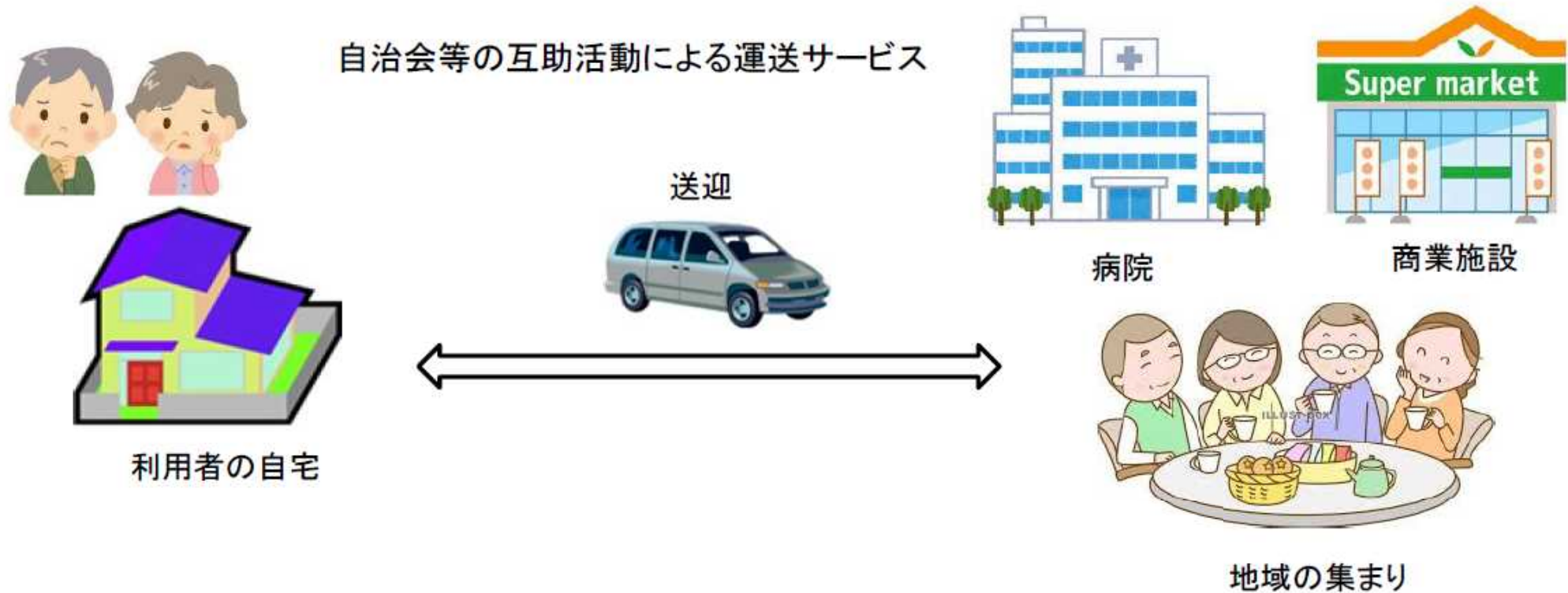
② 宿泊施設 & 介護施設の利用に付随する送迎

- 宿泊施設や介護施設の利用者を対象とする送迎において、送迎に対する反対給付がない場合に許可等は必要ありません。
- この場合、利用者からの依頼に応じて、以下の送迎を行うことも可能です。



⑤地縁団体が行う運送サービス

- 社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動として、**会員が負担する会費で行う運送サービスについては、許可等は必要ありません。**
- この場合、以下の行為が可能です。
 - ①会費で車両を調達すること
 - ②会費から当該サービスを提供するための運転者に報酬を支払うこと
 - ③運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること(ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。)



ご清聴ありがとうございました



令和6年度地域づくり加速化事業（成果事例発表）
水谷東地域における住民主体の移動支援・生活支援

令和8年2月3日（木）

富士見市健康福祉部高齢者福祉課

富士見市ってどんな街？

富士見市 ダブル W30!!!



池袋まで
電車
30分
以内!!!

首都
30km
圏内!!!

なに
があるの?



どこ
に
あるの?

新宿
まで
39分

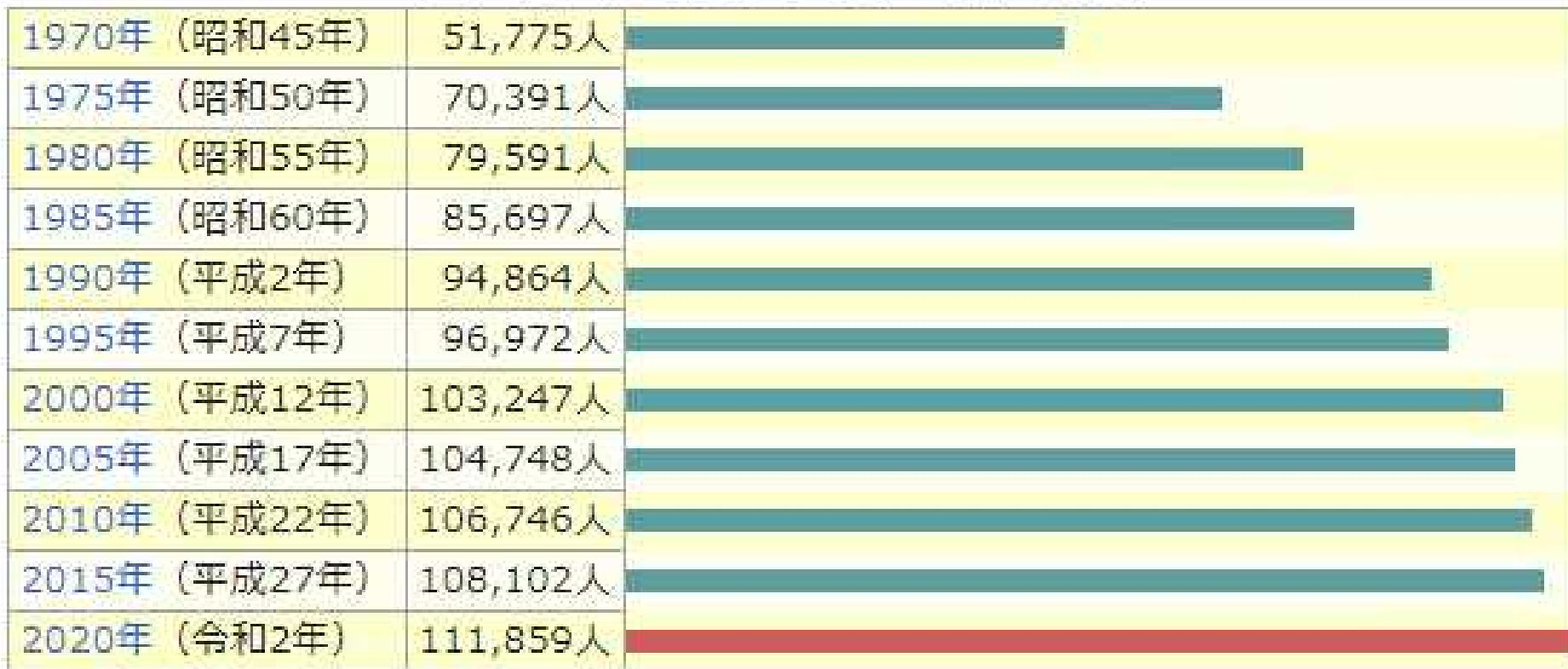
渋谷
まで
45分

横浜
まで
70分

ららぽーと
富士見も
あるよ!



富士見市の人口の推移



令和6年9月30日現在の人口は113,387人に増加

総務省統計局 国勢調査より

人口減少社会と言われながらも人口が増え続けているのが強み

富士見市の人口密度

全国792市中、人口密度は63位

#	市	人口密度	24	東京都	東久留米市	8,902.41	47	大阪府	藤井寺市	6,951.07	
1	埼玉県	蕨市	14,680.23	25	東京都	東村山市	8,880.34	48	東京都	多摩市	6,949.36
2	東京都	武蔵野市	13,733.06	26	千葉県	市川市	8,693.99	49	大阪府	松原市	6,896.34
3	東京都	西東京市	13,178.03	27	神奈川県	横浜市	8,605.21	50	神奈川県	茅ヶ崎市	6,874.48
4	東京都	狛江市	13,077.93	28	千葉県	習志野市	8,397.76	51	東京都	昭島市	6,649.42
5	大阪府	大阪市	12,389.75	29	埼玉県	志木市	8,298.45	52	神奈川県	藤沢市	6,379.49
6	東京都	三鷹市	11,931.91	30	千葉県	松戸市	8,138.37	53	大阪府	大東市	6,331.80
7	東京都	国分寺市	11,549.56	31	大阪府	東大阪市	7,856.22	54	東京都	東大和市	6,230.92
8	東京都	調布市	11,332.62	32	埼玉県	朝霞市	7,851.04	55	埼玉県	さいたま市	6,214.12
9	東京都	小金井市	11,309.20	33	埼玉県	戸田市	7,814.35	56	兵庫県	明石市	6,202.25
10	大阪府	守口市	11,050.67	34	兵庫県	伊丹市	7,800.20	57	大阪府	八尾市	6,201.15
11	大阪府	豊中市	10,941.06	35	埼玉県	ふじみ野市	7,754.92	58	東京都	町田市	6,042.99
12	大阪府	吹田市	10,909.23	36	福岡県	春日市	7,746.93	59	千葉県	流山市	6,027.77
13	神奈川県	川崎市	10,854.70	37	埼玉県	和光市	7,684.06	60	大阪府	枚方市	5,989.63
14	千葉県	浦安市	9,975.88	38	東京都	立川市	7,610.14	61	沖縄県	浦添市	5,945.78
15	東京都	小平市	9,771.33	39	千葉県	船橋市	7,570.82	62	大阪府	摂津市	5,859.05
16	埼玉県	川口市	9,598.85	40	神奈川県	座間市	7,503.59	63	埼玉県	富士見市	5,724.43
17	東京都	国立市	9,425.28	41	沖縄県	那覇市	7,485.60	64	埼玉県	越谷市	5,625.30
18	大阪府	門真市	9,384.55	42	東京都	清瀬市	7,462.66	65	東京都	福生市	5,511.22
19	埼玉県	草加市	9,096.69	43	埼玉県	新座市	7,295.61	66	東京都	羽村市	5,434.14
20	大阪府	寝屋川市	9,052.79	44	京都府	向日市	7,231.61	67	大阪府	堺市	5,385.17
21	神奈川県	大和市	9,011.18	45	愛知県	名古屋市	7,141.04	68	神奈川県	海老名市	5,313.13
22	兵庫県	尼崎市	8,957.06	46	東京都	日野市	6,957.79	69	東京都	稲城市	5,288.15

成果 1

サービス・活動A（委託型）を開始

当初の目的であった移動支援策として、新たに令和7年度からサービス・活動A（委託型）を開始することができました（委託内容は地域における移動支援が主）。
委託先：水谷東安心まちづくり協議会

成果 2

基本チェックリストの運用体制等の見直し

全地域包括支援センターに参加してもらい、基本チェックリストの見直しを図る流れができました。また、健康増進センターのOT職にも参加してもらい、初回訪問アセスメント時のOT同行訪問体制について庁内で議論を開始できました。

成果 3

短期集中サービスの見直し

総合事業の短期集中サービス・活動C及び一般介護予防事業の集中型介護予防教室の有効性について職員が認識を深めるとともに、拡充について庁内で議論を開始できました。

水谷東地域における住民主体の移動支援 ・生活支援について

水谷東地域の概要

- 水谷東地域は、人口5,426人
(内後期高齢者数は1,215人)
⇒後期高齢化率が22.4%と高い
(富士見市全体の後期高齢化率は14.8%)
- 地域内には病院やクリニック、
スーパーも複数あり、
幹線道路には民間バス路線も通っており、
その他市内循環バスも走る(1日4便程度)
- しかし、付き添いの必要な方のドアToドアのサービスはなく、
デマンドタクシーはあるものの、使用できる回数に上限があるなどの制約
- 地域住民主体の街づくりを進めることを目的に平成24年4月に
「**水谷東安心まちづくり協議会**」が設立される
<https://r.goope.jp/mizutanihigashi/free/area>
- 平成29年1月に「**水谷東地域支え愛隊**」の活動を開始
https://r.goope.jp/mizutanihigashi/free/sasaeaitai_01



水谷東地域支え愛隊の活動①

●支え愛隊のサービスを利用するには、15分150円の地域通貨「ありがとう券」を事前購入して謝礼として渡す仕組み（ボランティアは100円、50円は事務費）

●通院同行支援や庭木の伐採、清掃、ゴミ出しなどの依頼が多い

ランキング	支援内容	支援回数
1	通院同行支援	178
2	庭木の伐採、剪定、移動	134
3	室内清掃	128
4	ゴミ出し、当番	106
5	買い物代行、同行	75
6	庭の草刈り、草取り	55
7	送迎車による支援（通院同行以外）	28
8	家具類の移動整理、修繕	25
9	電池、電球交換	22
10	その他の代行、同行支援	20

【課題】 通院同行支援を行う車が、町会所有の軽トラックしかなく乗降しにくい



○ = 団体の活動上の困りごとを支援する考え方が大切！
× = 市役所がやってほしいことをやってもらう

【転機】 令和6年8月の地域支援事業実施要綱の改正でサービス・活動Aの委託が可能に

*従来の補助の仕組みは、要綱整備、補助対象経費の区分等の事務が煩雑
(委託の場合は、必要な経費のみを委託料として支出できる)

*支え愛隊にとっては、乗降しやすい軽自動車のリース料や自動車保険料、
駐車場代、事務所代等必要な経費を賄える



【挫折】 ①自動車販売店が、このような取組みをしているお客は初めてで話が通りにくい。
②自動車リースの申込みをしても申込者の年齢を理由に審査に通らない。
③水谷東安心まちづくり協議会を法人化できれば…

【参考】介護保険最新情報vol.1299（R6.8.5地域支援事業実施要綱改正）

	多様なサービス・活動				
	サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	
	指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）		委託費の支払い	活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い
想定される実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者等（訪問介護・通所介護等事業者） 		<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者等以外の多様な主体（介護サービス事業者等） 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 当該活動を支援する団体 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等
基準	国が定める基準※1を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの		
費用	国が定める額※2（単位数）		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額		
	額の変更のみ可	加算設定も可			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 		<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 継続利用要介護者 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 継続利用要介護者 ※対象者以外の地域住民が参加することも想定 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が增大すると認められる者
サービス内容（訪問型）	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 介護予防のための地域住民等による見守り的援助の実施 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定） 			<ul style="list-style-type: none"> 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス
サービス内容（通所型）	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など 送迎のみの実施 			
支援の提供者	国が定める基準による		市町村が定める基準による		
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 地域の多様な主体の従事者 高齢者を含む多世代の地域住民 (有償・無償のボランティア) 	<ul style="list-style-type: none"> 有償・無償のボランティア マッチングなどの利用調整を行う者 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療専門職 	

聞いて
聞いて
聞いて



ガイドライン改正



- 【開始】
- ・協議会内の若い高齢者名義で申し込み、審査通過
 - ・大手販売店でなく地元の販売店
 - ・支え愛隊の隊長+本人+高齢者福祉課職員2名が同行・サポートし契約へ
 - ・自動車保険は誰が運転しても補償される内容



【今後の課題】

- ①協議会の法人化（名義問題）
- ②ボランティアの募集
- ③後継者問題
- ④送迎技術研修、事故防止研修、
- ⑤事務所移転（町の中心部へ）



水谷東地域支え愛隊の活動④

水谷東安心まちづくり協議会の広報誌「つなぐ」第36号に特集記事を掲載し、住民の方への周知が図られています。

水谷東まち協だより第36号

令和7年10月



つなぐ 第36号
水谷東まち協だより

発行日 令和7年10月1日
 発行者 水谷東安心まちづくり協議会
 会長 清水 実
 編集 地域交流部会
 事務局 水谷東公民館
 埼玉県富士見市水谷東 2-12-10
 電話 048-473-8717

水谷東まち協だより第36号

令和7年10月

水谷東地域を支える足となれ！

～水谷東地域「支え愛隊」の送迎業務について～

①利用できる方は？

月上旬より、水谷東地域「支え愛隊」の新規事業として、通院支援や買い物支援の送迎事業が本格的に稼働を始めた。この事業は福祉活動の一環から誰でも利用できるわけではありませんが、地域の課題解決の一助となることと期待されます。
 そこで「支え愛隊」の隊長に伺いました。

水谷東1〜3丁目町会及び榎町会にお住まいの方で、車の乗降を簡易な介助で可能な方（専門的な技術や介助が不要な方）かつ次のいずれかに該当する方が対象です。
 ①介護保険要支援被保険者
 ②継続要介護認定者
 ③知り合いや家族の支援が受けられない65歳以上の高齢者又は障がい者手帳をお持ちの方（手帳をお持ちであれば年齢制限なし）
 ④その他、コーディネーターが必要と認めた方

②何の要件でもいいの？
 外出の範囲については、基本的に福祉目的として公費に

③利用するには？

毎週月曜日の10時〜12時の間に開設している「支え愛隊」事務局に電話をし、利用者登録をしていただきます。その際、内容をお聞きし、送迎業務依頼票をコーディネーター



配備された送迎車

よって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断したものが移動支援になります。具体的には、通院・買い物・介護予防の通いを想定しています。それ以外の場合は、支え愛隊事務局へお問い合わせください。（電話番号は、0901-

水谷東地域「支え愛隊」に
送迎専用車両が配備されました

団塊の世代が後期高齢の75歳とピークを迎え、この高齢化社会に対応する様々な施策が身近な地域でも求められており、その課題解決の一つとして移動手段の困りことを抱えている高齢者等に対し、水谷東安心まちづくり協議会と、富士見市高齢者福祉課が協力し、福祉政策の一環として、送迎専用車両が配備されました。

これは、平成26年の介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたことに伴うものです。詳細は次ページをご覧ください。今後においても、水谷東安心まちづくり協議会の下で、水谷東地域の住みよいまちづくりをめざし、地域住民の皆様と共にがんばってまいります。

（水谷東安心まち協会長）

清水 実

「支え愛隊」の歴史

年月	内容
平成29年1月	水谷東地域「支え愛隊」設立 於：水谷東2丁目集会所 「ありがとう券」を介した有償活動開始。庭木の伐採や剪定、買い物やごみ出し等
令和7年6月	事務所を水谷東1丁目の関野兼太郎まち協相談役宅敷地内に移転
令和7年7月	送迎業務開始

水谷東地域支え愛隊の活動⑤

が作成します。その送迎業務
依頼票のとおり、送迎のお手
伝いをいたします。(電話番号
は、090-

④行き先はどこまで？

基本的には富士見市内です。
ただし、市外ですが次の場所
は可能とします。

- ①イムス三芳総合病院
 - ②TMGあさか医療センター
 - ③TMG宗岡中央病院
 - ④新座志木中央総合病院
- ※例として4つ挙げています
が、その他についてもご相談
ください。

⑤いくらかかる？

基本料金として最初の30分
まで400円です。30分を超え
て1時間まで800円です。
その後は、15分ごとに200円
ずつ加算になります。駐車場
代がかかる場合は、実費を負
担していただきます。「行き
だけ」「行きも帰りも」など
は申込時にコーディネーター
と運転手の都合を聞いて事前
に決定します。

最後に

水谷東地域「支え愛隊」
では、通院や買い物のお手
伝いができる送迎の協力者
を募集しています。条件は
次に記載してある通りの内
容です。

- ①運転手の年齢は80歳未満
- ②性別は男女問いません
- ③運転手手当は、最初の30分
まで400円。30分を超えて
1時間まで800円。その後
は、15分ごとに200円ずつ
加算
- ④送迎範囲は、富士見市内
及び「支え愛隊」が指定し
た箇所
- ⑤送迎対象者は、「支え愛
隊」コーディネーターから
渡される送迎業務依頼票に
記載の方となります



送迎の様子

利用者の声

「今まで、通院するときは
息子に会社を休んでも
らい、送ってもらって
いました。ずっと申し訳な
いなと思っていました。
支え愛隊の方が病院に
送って行ってくれるよう
になって、息子にわざわざ
会社を休んでもらう必要
がなくなって助かって
います。」

水谷東地域支え愛隊の活動まとめ

項目	内容
団体の名称	水谷東安心まちづくり協議会 水谷東地域支え愛隊
対象地区	水谷東1丁目、水谷東2丁目、水谷東3丁目及び榎町
地区人口等	5,426人（うち65歳以上32.9%,1,785人、75歳以上22.4%,1,215人、85歳以上7.7%,420人）
利用対象者	チェックリスト該当者（事業対象者）・要支援被保険者・その他支え愛隊が認める者
利用者数	令和7年12月実績：17人
コーディネーター数	19人
運転手数	13人（80歳未満であることが条件）
車両所有者	ボランティア個人名義（ゆくゆくは協議会名義にしたい）
目的地	病院・クリニックがほとんど（原則として市内に限る。市外は要相談）
運行方法	玄関から窓口まで
運行頻度	月曜日から土曜日の8時から17時まで（祝祭日及び年末年始を除く）
予約方法	原則として週1回月曜日（10～12時）に事務所で初回登録
委託料	年982,872円（月91,906円）
利用料金	30分400円を利用者がボランティアに払う（利用料金がそのままボランティアへの謝礼）
その他	正当な理由なく業務を行わない場合は月割で委託料を返還

水谷東地域支え愛隊への業務委託①

<契約書から>

●介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業として実施する富士見市訪問型サービス・活動A業務を委託

●委託料は年982,872円

※消費税及び地方消費税については、消費税法施行令第14条の2第3項第12号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成24年厚生労働省告示第307号）に基づき非課税）



水谷東地域支え愛隊への業務委託②

<仕様書から>

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 受託者における従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (詳細略)
- (2) コーディネーター 1名以上 (詳細略)
- (3) 訪問サービス員 1名以上 (詳細略)

(営業日及び営業時間)

第6条 活動日及び活動時間は、次のとおりとする。

- (1) 活動日 月曜日から土曜日までとする。(詳細略)
- (2) 活動時間 午前8時から午後5時までとする。

(訪問型サービス・活動Aの内容)

第7条 受託者が行う訪問型サービス・活動Aの内容は次のとおりとする。

(1) 通院・外出支援

- ①通院等乗降介助 (詳細略)
- ②その他の移動支援 (詳細略)

(2) 生活援助 (詳細略)

- ①サービス準備等②掃除③洗濯④ベッドメイク⑤衣類の整理・被服の補修⑥一般的な調理、配下膳
- ⑦買い物・薬の受け取り⑧その他生活援助に資する事柄(電球取換え、雨戸等の戸締り、話し相手)

(利用料等)

第8条 訪問型サービス・活動Aを提供した場合、利用者から30分あたり500円までの額の支払いを受けることができるものとする。

「受きたい支援内容」と「なりたい姿」 (R6.4.3エントリーシートより抜粋)

運営主体となるボランティア団体について

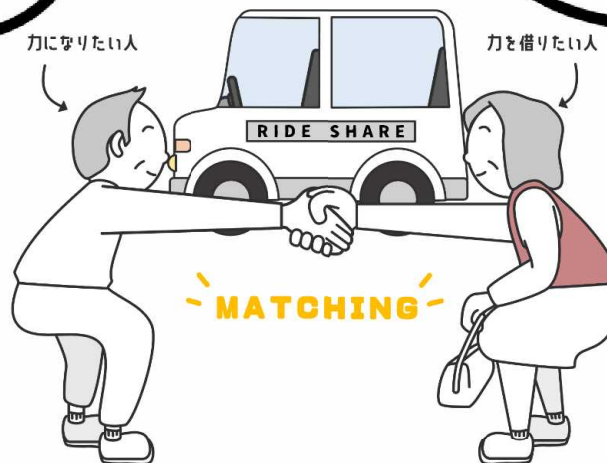
- ・運営主体となる団体をどのように嚮導したら
- ・応募がない場合は0からどのように組織したら
- ・実施する上での制度設計をどのようにしたら
- ・サービス内容、移動の範囲
- ・地域公共交通会議での承認など
- ・市民への説明等のスケジューリング
- ・実施しようとする内容が実施要綱に照らし適切か

(受きたい支援)

- ・富士見市は首都30キロメートル圏内であり、市内に鉄道の駅が3駅あるため、地域公共交通の課題はないと思われがち。
- ・荒川に接する南畑地区や水谷東地区は駅から徒歩1時間近くあり、バスの本数も少なく、交通空白(時間空白)がある。
- ・高齢者にとって300m以上離れたバス停まで歩くのは困難 (Door to Doorのサービスがほしい)

⇒サービスBやサービスDの実施を通じて、「移動に関して困りごとを持つ方」と、「地域で助け合いたいという気持ちを持つ方」を結びつけることで、地域の人同士が助け合う「地域共生社会」の実現に一歩でも近づくこと

(なりたい姿)



ご清聴ありがとうございました



グリーンスローモビリティを 活用した住民主体の移動支援 (千葉県松戸市)



《関東信越厚生局令和7年度第4回地域包括ケア応援セミナー》

松戸市 福祉長寿部 高齢者支援課
課長補佐 菊池 一

自己紹介

菊池 一（きくち・はじめ）

松戸市 福祉長寿部高齢者支援課 課長補佐

- 2001年 松戸市入庁 道路5年、市民3年、財政7年各部門を経験
2012年 財務部財政課 民生担当（福祉関係）
2016年 福祉長寿部介護保険課 （第7期、第8期介護保険事業計画策定担当）
2021年 厚生労働省出向 老健局総務課 課長補佐
（介護保険、地域包括ケアシステム他諸施策の市町村支援等を担当）
2024年 松戸市帰任により現職。（老人福祉・介護予防・移動支援等を担当）

2024年度・2025年度

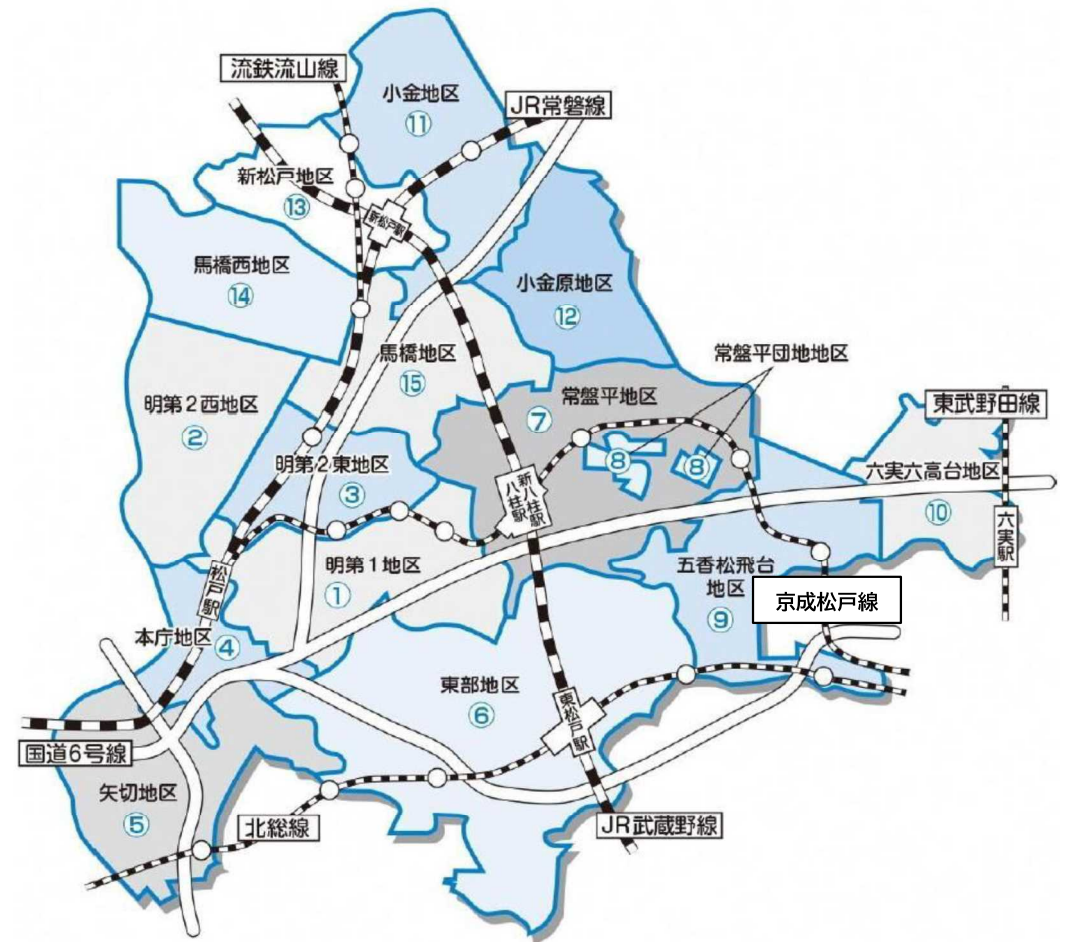
- ・厚生労働省「地域づくり加速化事業」関東信越厚生局・東北厚生局 アドバイザー
- ・厚生労働省「インセンティブ交付金評価指標見直し検討会」検討委員
- ・(株)日本総合研究所「効果的な施策の実現に向けた考え方の点検ツール」検討委員

2025年度

- ・厚生労働省 「地域づくり加速化事業」 運営委員会委員
- ・厚生労働省 「介護予防普及展開事業」 検討委員会委員 等

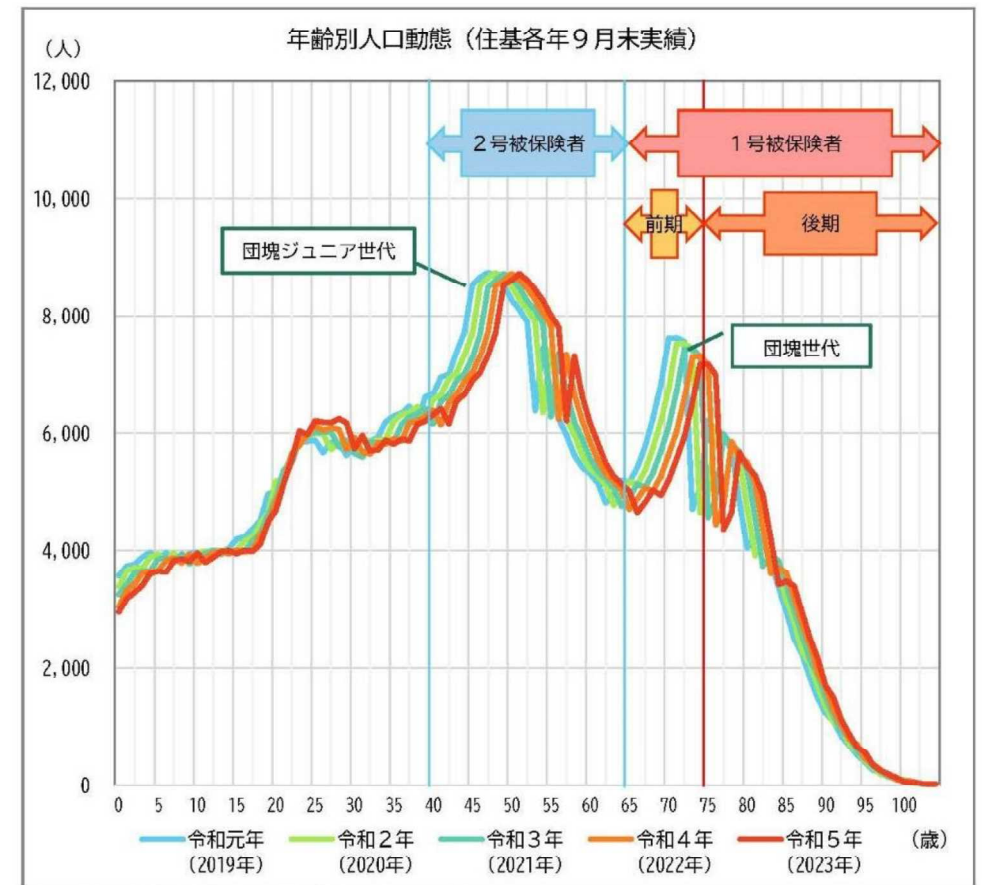
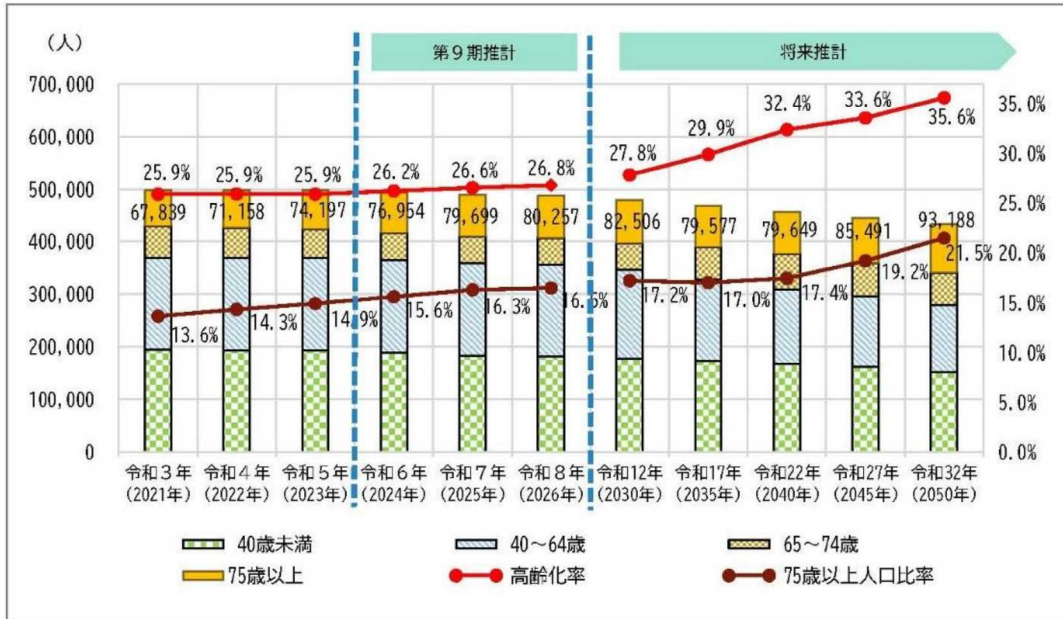


松戸市の日常生活圏域



- ・面積 61.38km² (高低差32.7m)
- ・人口 500,922人 (令和7年3月末日現在)
- ・世帯数 256,961世帯
- ・人口密度 8160.9人/km²
- ・高齢化率 25.7% (128,723人)

松戸市全体の人口推計・人口構成



※各年住民基本台帳人口の実績 (各年9月末日現在)

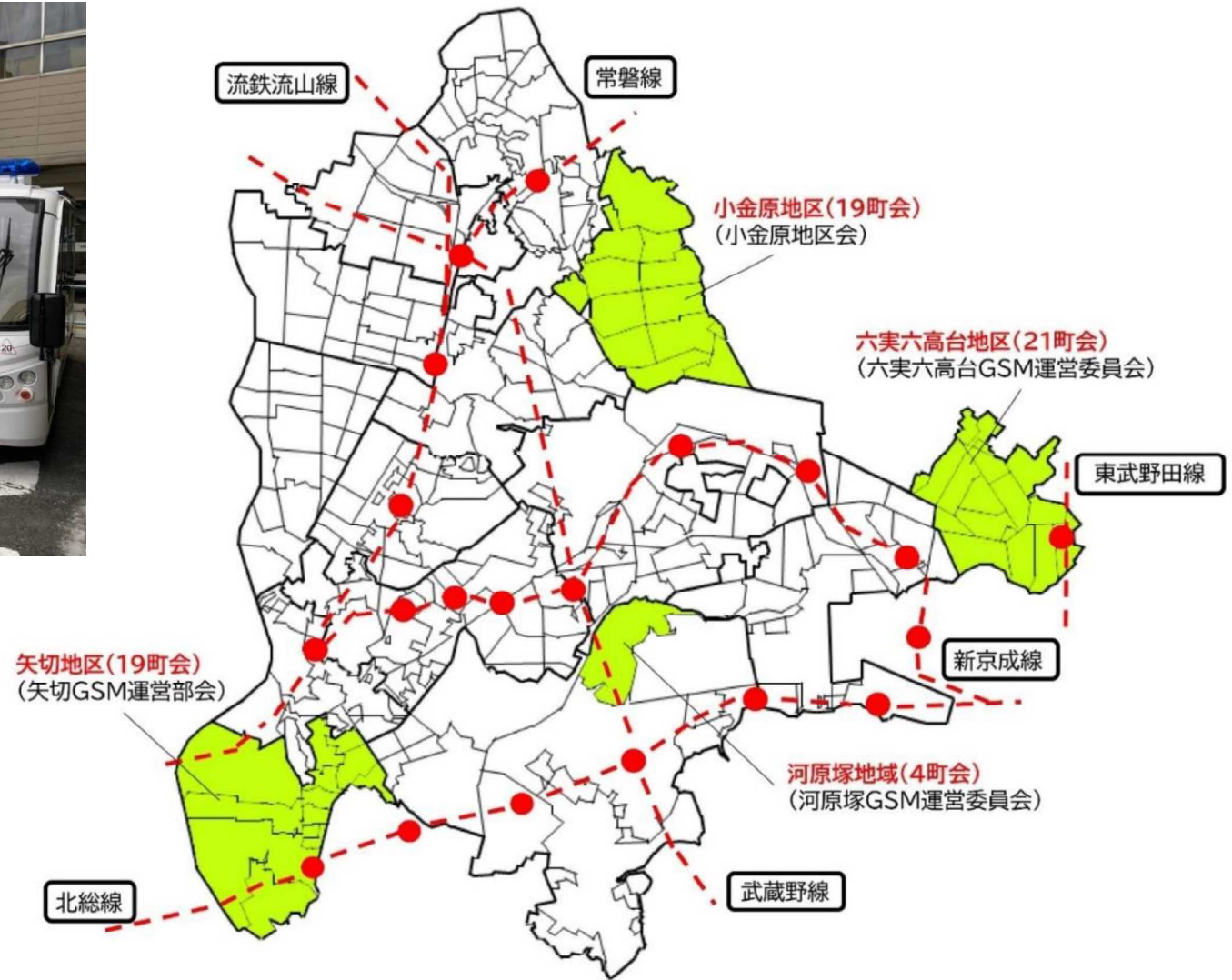
介護保険事業計画	第8期						第9期					
	年度	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
総人口 (人)		497,614	497,411	497,993	493,594	489,208	487,268	479,507	468,018	456,514	444,941	433,662
40歳未満 (人)		194,803	193,288	192,794	188,031	183,286	182,129	177,484	172,361	166,917	160,656	150,902
40~64歳 (人)		173,795	175,129	176,141	176,065	175,990	174,498	168,531	155,711	141,717	134,856	128,327
65歳以上 (人)		129,016	128,994	129,058	129,498	129,932	130,641	133,492	139,946	147,880	149,429	154,433
65~74歳 (人)		61,177	57,836	54,861	52,544	50,233	50,384	50,986	60,369	68,231	63,938	61,245
75歳以上 (人)		67,839	71,158	74,197	76,954	79,699	80,257	82,506	79,577	79,649	85,491	93,188
85歳以上 (人)		19,498	20,943	22,017	23,276	24,528	25,892	31,360	37,563	36,264	33,743	31,440
高齢化率		25.9%	25.9%	25.9%	26.2%	26.6%	26.8%	27.8%	29.9%	32.4%	33.6%	35.6%
65~74歳人口比率		12.3%	11.6%	11.0%	10.6%	10.3%	10.3%	10.6%	12.9%	14.9%	14.4%	14.1%
75歳以上人口比率		13.6%	14.3%	14.9%	15.6%	16.3%	16.5%	17.2%	17.0%	17.4%	19.2%	21.5%
85歳以上人口比率		3.9%	4.2%	4.4%	4.7%	5.0%	5.3%	6.5%	8.0%	7.9%	7.6%	7.2%

※各年10月1日現在

※令和3年~令和5年は住民基本台帳人口の実績

※令和6年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計 (平成30年) を基に年齢階層ごとの構成比率が比例的に変動するものとして算出し、住民基本台帳人口に置換えて推計

グリーンスローモビリティを運行している地域



- ◆河原塚地域 R4. 11～
- ◆小金原地区 R5. 1～
- ◆矢切地区 R6. 4～
- ◆六実六高台地区 R6. 5～

グリーンスローモビリティとは

グリーンスローモビリティ：①時速20km未満で公道を走ることができる②電動車を活用した③小さな移動サービス

【グリスロの特長】

- ①時速20km未満
 - ・道路運送車両法の基準が一部緩和（窓ガラスがなくても公道を走行でき、シートベルトやチャイルドシートの装着も免除）。
 - ・観光客が景色を楽しむ、コミュニケーション創出、重大事故発生を抑制
- ②電動車を活用
 - ・環境にやさしいエコな移動サービス
- ③小さな移動サービス
 - ・従来の公共交通ではカバーしきれなかった短距離のきめ細やかな移動サービス

軽自動車	小型自動車	普通自動車
 4人乗り	 5人乗り	 10人乗り
 4人乗り	 6人乗り	 11人乗り
 4人乗り	 7人乗り	 18人乗り

※11人乗り以上の車両の運転には、中型自動車免許が必要になります。

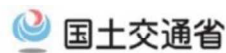
グリーンスローモビリティは、少量で短距離の輸送に適しています。

また、一般車両では通行が困難な細街路でも通行が可能であり、乗降場所を柔軟に設定することが比較的容易であることから乗合タクシーやコミュニティバスといった小回りの利くサービスですら困難な領域をカバーすることができます。

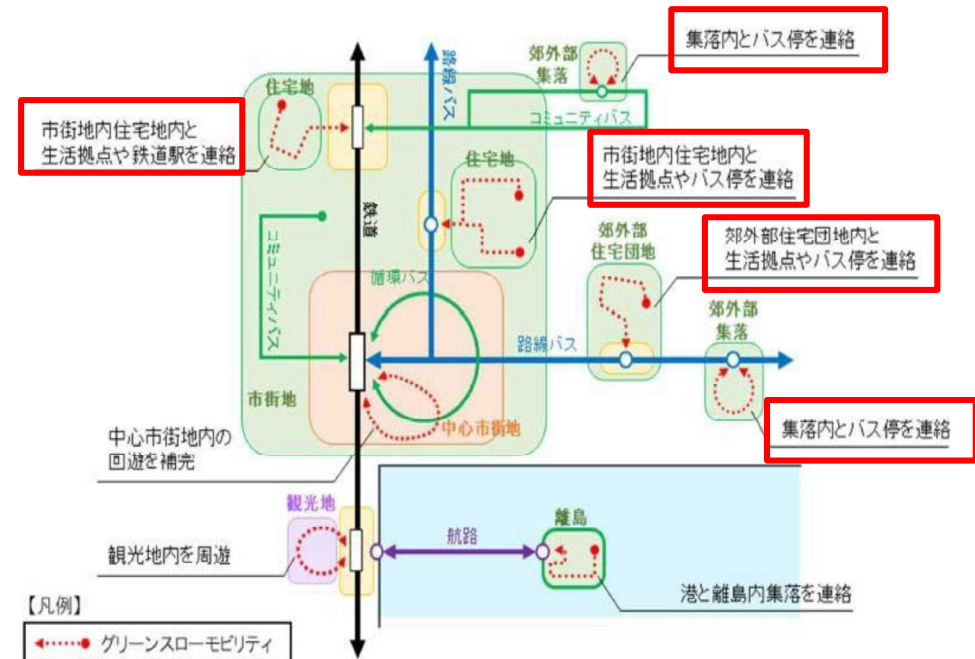
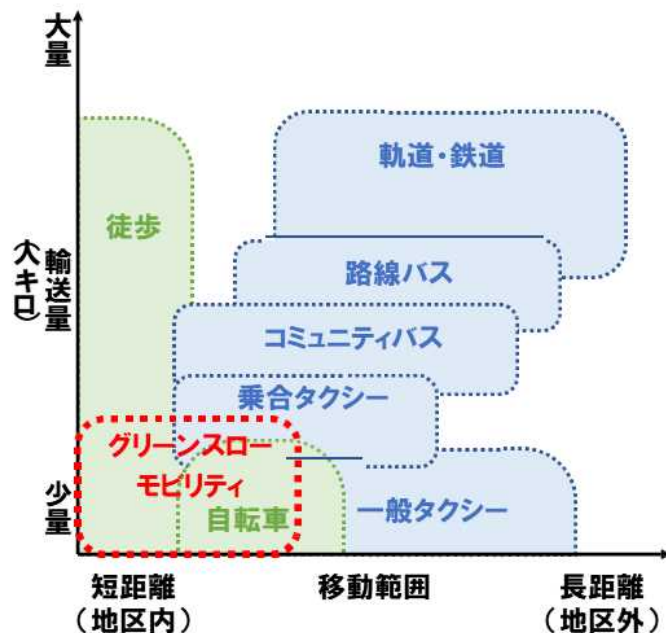
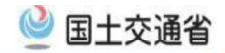
実際に、郊外部住宅団地など、高低差が大きい地域における日常の移動手段として導入の実績があります。

このようなグリーンスローモビリティの少量・短距離輸送に強いという特長を踏まえると、特に住宅地や集客施設・観光地等から最寄りの生活拠点やバス停・鉄道駅・定期船船着場を連絡するファースト・ラストマイルのサービスに適していると考えられます。

グリーンスローモビリティのサービス領域



グリーンスローモビリティの活用イメージ



介護予防への効果は 松戸市と千葉大が共同研究 さまざまな住民活動

ツイート 0 シェア 76 G+1 0

2016年11月5日

運動や合奏、自治会などさまざまな住民の活動が、介護予防にどれだけの効果があるのかを評価することで、実効性のある「介護予防標準モデル」を開発する共同研究を、松戸市と千葉大予防医学センターが始めた。

介護予防を主な目的にした活動も評価対象で、市内の千人規模の元気な高齢者に協力してもらい、三年ほど追跡調査。全国の都市部でも実践できる標準モデルづくりを目指す。

共同研究を担う予防医学センターの近藤克則教授によると、介護予防の取り組みを、都市部で長期的に調査・評価し、科学的根拠に基づいて実践する取り組みは珍しい。

市は、住民の活動が介護予防に与える効果を確かめられれば、介護費用の抑制につながり、介護人材不足にも対応できるのでは、と期待する。センターは、市民の協力を得ることで幅広いデータを得られ、多角的に研究できる。

共同研究の期間は当面二〇二〇年三月まで。今月十五日に市内の六十五歳以上の八千人に協力を呼び掛ける書面を郵送。来年二月に説明会を開く。四月から本格的に実施する。



介護予防の共同研究の協定を交わした本郷谷健次市長（左）と近藤克則教授＝松戸市で



松戸市では、平成28年（2016）から都市部における介護予防モデルづくりに取り組むため、松戸市と、国立大学法人千葉大学予防医学センター及び一般社団法人日本老年学的評価研究機構（JAGES）の間で「介護予防に資する活動等の共同研究プロジェクトに関する協定」を締結しています。

この協定のもと、松戸市では「元気応援くらぶ」など「通いの場」の地域活動やボランティア活動への参加といった、高齢者の社会参加による介護予防に資する活動を推進しております。

その効果を科学的に検証するため、協定の3者に加えて、NPO法人サービスグラント及び市民ボランティア（パートナー）の皆様と協働して、介護予防に資する活動を支援するプロジェクト「松戸プロジェクト」を実施しています。



2016

- 松戸市と千葉大学予防医学センターで、「介護予防に資する活動等に関する共同研究」の協定を締結

2018

- 共同研究の調査により、健康指標や社会参加率に関して地域間格差があることが判明。

2019

- 2018年の結果を受けて千葉大学が重点実地調査を実施。松戸市内には、河原塚地域を含む東部地区等で、エリアが広いことから、交通に弱点があり、社会参加しにくく、健康指標が低い地域があるという実態が把握された。
- 国交省主催のグリスロ実証実験にエントリー。前述の河原塚地区にて、4週間の調査を実施。
→ グリスロ利用者は、外出回数が増え、行動範囲が1.5倍へ拡大するという結果に

2021

- 千葉大学予防医学センター・ヤマハ発動機主催のグリスロ実証調査を市内で実施。実証地域は市内全域より公募。河原塚地域（4町会へ拡大）、小金原地区の2地区を選定し、8週間行った。
→ 家族等と話す機会、助け合い、地域活動参加：2.8倍～5.2倍、
楽しみ、生きがい、笑い、明るい気持ちの増加：2.1倍～2.6倍へ増加した結果に

2022

- 松戸市福祉長寿部で、予算化し事業開始。
- グリスロの地域導入(通年運行)に関する公募を実施。河原塚地域、小金原地区から応募があり、河原塚は10月から、小金原は1月より本格運行開始。
- 八ヶ崎、二ツ木、六実等の地域から応募がありグリスロを知ってもらうための1日限定試乗「ワンデイトライアル」を実施。

2023

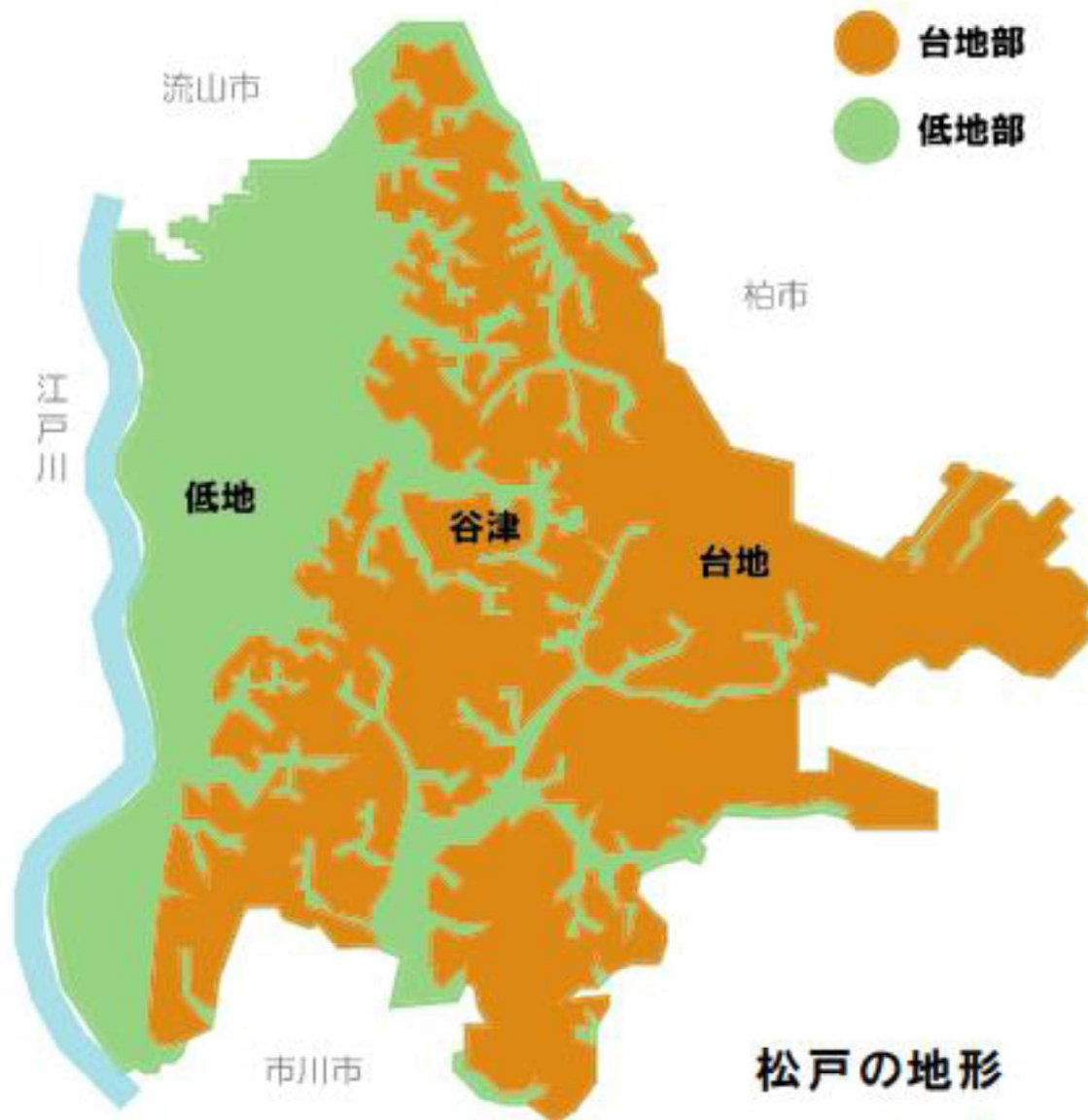
- 矢切地区、新松戸地区でワンデイトライアルを実施
- 9月、矢切地区で実証運行を開始 → 4週間の運行を完了 → 本格運行への支援
- 本格運行を希望している新たな地域への対応

2024

- 2月、六実六高台地区で実証運行を開始 → 4週間の運行を完了 → 本格運行への支援
- 4月、矢切地区で本格運行開始
- 5月、六実六高台地区で本格運行開始

2025

- 9月、矢切地区での利用者2,000人達成
- 6月、第36回全国「みどりの愛護」のつといで、秋篠宮皇嗣同妃両殿下がグリスロに御乗車し記念植樹会場まで御移動。
- 10月、河原塚地域での利用者8,000人達成
- 12月、小金原地区での利用者10,000人達成
- 12月、六実六高台地区での利用者3,000人達成



2) 地形

本市は関東ローム層に代表される洪積層の台地と、江戸川沿いの沖積層の低地からなっています。

台地部は標高 25m～30m 程度で、6m～10m 程度の火山灰層が堆積しており、その下部層は洪積世の下総層群が厚く堆積しており約 400m にも達します。

また、谷津と称する低湿地が樹状に数多く刻まれており、この谷津は地下水の湧水や海の高進海退によって侵食され急斜面や崖を形成しており、谷底と台地面の高低差は 18m～20m にもなっています。

全市域が台地～斜面地～低地の連続によって構成されています。伸びやかな台地が続く地形であり、坂道や階段が多い特徴があります。

急な起伏が激しい地形は、高齢者にとっては短距離でも外出・移動が困難となる要因になっている。

2019年
国交省実証調査

全世代型地域共生
モビリティ実証調査 with 都市型
介護予防モデル
“松戸プロジェクト”

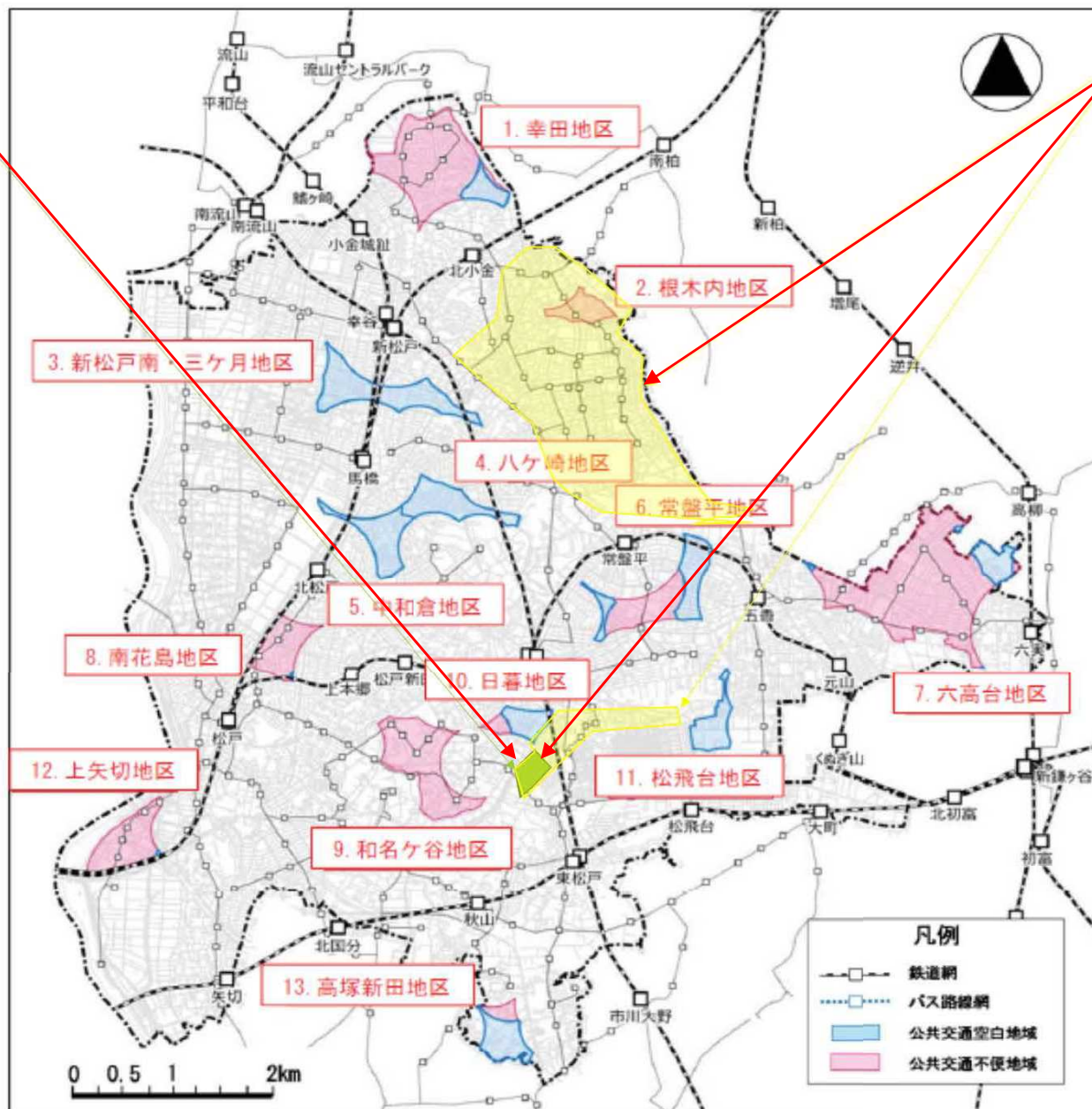
(地域)
河原塚南山自治会

(実施主体)
松戸市・千葉大予
防医学センター・
河原塚ことぶき会

(期間)
10月～11月(4週間)

(形態)
登録・許可不要

(利用車両)
ヤマハAR-07
7人乗り



2021年
千葉大・ヤマハ
実証調査

グリーンスローモ
ビリティを活用して、高齢者の移動
と健康に関連する
実証調査

(地域)
①河原塚地域
河原塚4町会
②小金原地区
小金原20町会

(実施主体)
松戸市
河原塚地域
小金原地区会

(期間)
10月～12月(8週間)

(形態)
登録・許可不要

(利用車両)
ヤマハAR-07
7人乗り

国交省HP掲載資料 (抜粋)

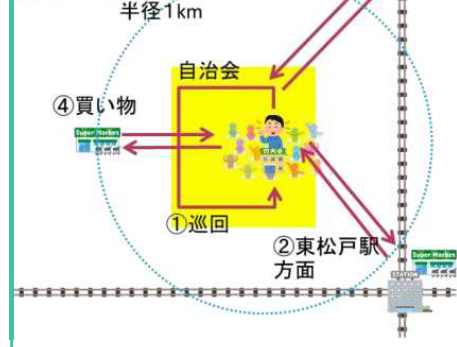
地域課題の概要	<p>【対象地域（河原塚南山自治会）が抱える課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一種低層住宅専用地域で、地域内は生活道路で狭隘である ・半径1 kmに鉄道駅がなく、日常生活用日が買えるスーパー等がない ・地域内は高低差が20.8mあり、徒歩の移動に苦慮する ・高齢者のみ世帯や空き家が増えてきている一方、地域内に新たな宅地開発が進む ・地域のことぶき会（老人クラブ）を中心に地域課題に取り組む姿勢が強い
---------	--

2019年実証調査



■調査概要		
概要	調査期間	令和元年10月27日（日）から11月23日（土）の4週間
	運行ルート 運行形態 利用方法	定路線（①自治会巡回、②東松戸駅方面、③八柱駅方面、④買い物）+ことぶきデイ 定時運行（平日の昼間、時刻表による運行） 事前予約制（乗降場所フリー）、無料
	運転手	地域の無償ボランティア（14名：平均年齢76.5歳）
	導入車両	ヤマハゴルフカート（7人乗り）1台

区分	松戸市	実証地域
面積(km ²)	61.38	0.17
高低差(m)	31.3	20.8
人口(人)	498,020	1,222
世帯数	239,510	410
鉄道駅	23	0



河原塚南山自治会（人口1,220人、面積0.17 km²、高低差 20.8m）で、住民主体の互助の活動として実施した。

1) ルート設定

- ◇人が集まる自治会館を起点・終点とした
- ◇買い物や駅を利用できるような住民の意見で設定
- ◇曜日によりルートを設定（4～5便/日）

月曜日：巡回/火曜日：巡回+東松戸駅方面、水曜日：巡回+買い物/木曜日：ことぶきデイ/金曜日：巡回+八柱駅方面

2) サービス内容

- ◇ことぶき会会長を中心に、出発・通過時間を設定し、原則自治会内で利用、空があれば他者も可
- ◇地域の協力により、利用者の利便性が向上

- ### 3) 実証結果
- ◇利用者：492人
 - ◇運行実績：20日間で70便
 - ◇走行距離：180.1 km (38 kg-CO₂)

■役割分担

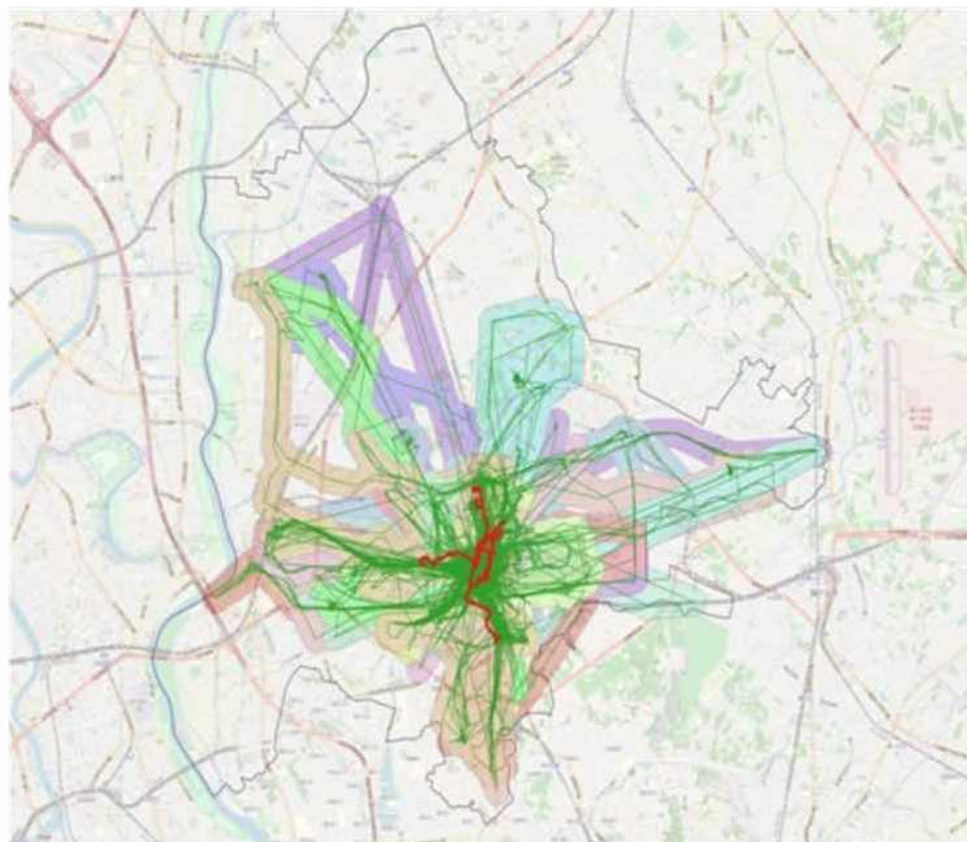
自治体	松戸市 福祉長寿部 高齢者支援課(実施責任者:総合調整)
実施主体	河原塚ことぶき会(運転手・利用者の調整、車両の管理)
調査・環境整備	千葉大学予防医学センター(アンケートとGPS調査の実施、実施環境の整備)
地域関係者	自治会(車庫、電気、運転手等の提供)、その他(スーパー、停車場等の協力あり)

地域のソーシャル・キャピタルの協力

自動車整備工場、スーパーマーケット、ドラッグストア、商店、個人



導入前



導入後



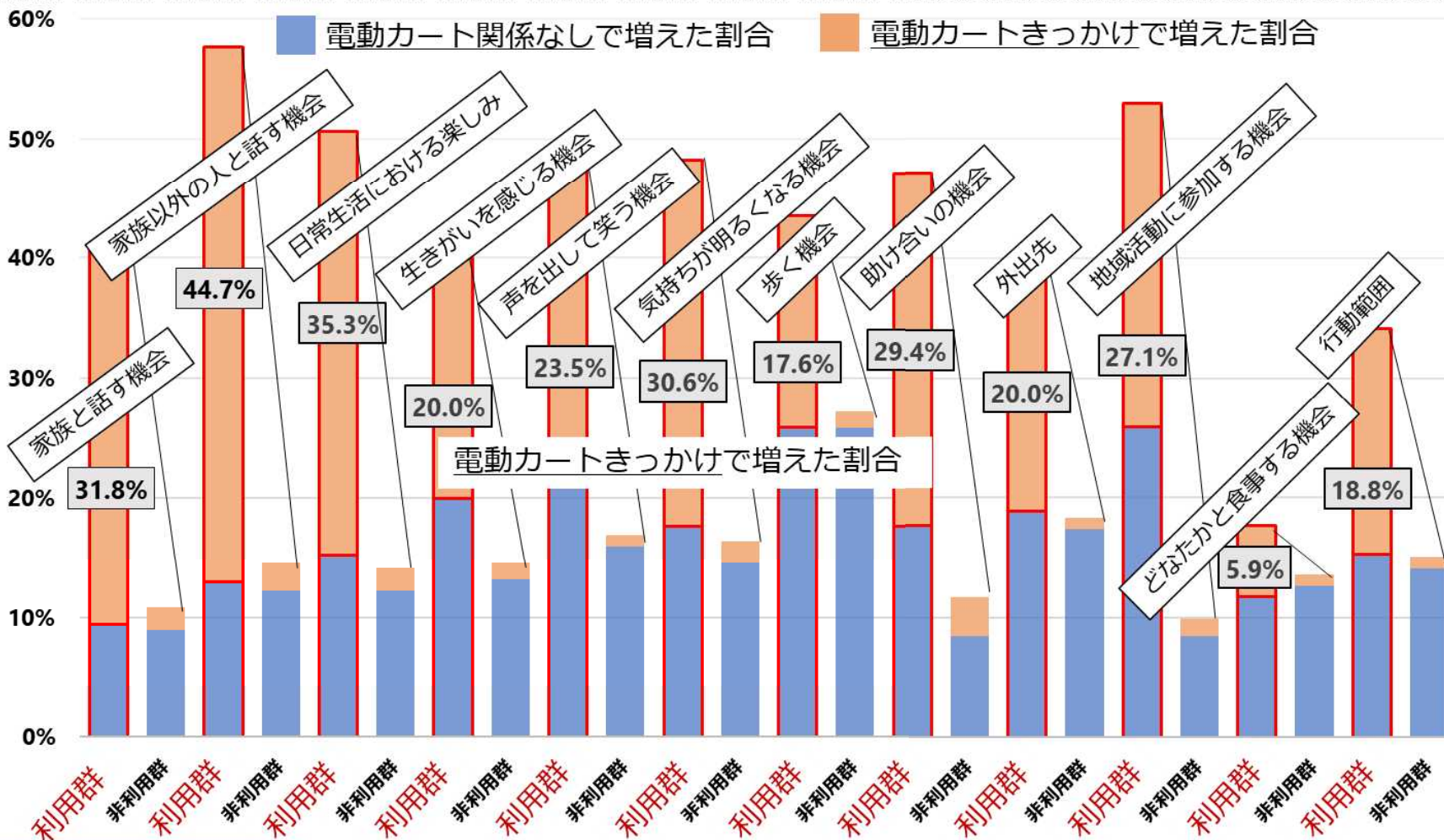
※赤線は、グリーンスロモビリティ経路

自宅周辺に傾斜がある参加者（28人/58人中）に注目し、
日常行動範囲の変化を確認したところ…
導入前に比べ、導入後は行動範囲が**1.5倍**に

出典：千葉大学予防医学センター

電動カート利用群で望ましい心理・行動1-4割増

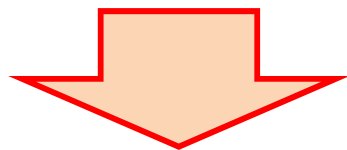
方法 【質問】 約2ヶ月前 (2021年10月) と比べて下記のような機会に変化はありましたか。
 【回答】 増えた (電動カートきっかけ)、増えた (電動カート関係なし)、どちらでもない、減った



松戸市河原塚・小金原地区
 調査回答者：298人

利用群 N=85, 非利用群 N=213

2019年に国土交通省、2021年に千葉大学予防医学センター・ヤマハ発動機主催の実証調査を行い、グリスロ導入の効果、必要性について検証を実施。実証調査の結果としては、グリスロの利用者は、非利用者と比較して、**外出機会や日常行動範囲が1.7～1.9倍に広がったことや、家族等と話す機会や、地域活動への参加などが2.8～5.2倍に増加したこと、楽しみや生きがい、笑顔などの明るい気持ちになったなどの心的改善が2.1～2.6倍に増加したとの結果が得られた。**



グリスロをきっかけに、従来にも増して、行動範囲の広がりや、人と人との繋がりの形成、コミュニケーションの活性化などの好循環が生まれる結果が出ている。



〔令和5年11月2日付け千葉日報で掲載された記事〕

ソーシャルキャピタルとの連携実績

<2019>

有限会社センチュリーオート、千葉県電気工事、工業組合松戸支部、ヤオコー松戸稔台店、イトーヨーカドー八柱店、ベルクス東松戸店、マルエツ東松戸駅店、有限会社太左衛門、阿部クリニック、ドラッグセイムス稔台店、ユニクロ東松戸店、ガーデン松戸

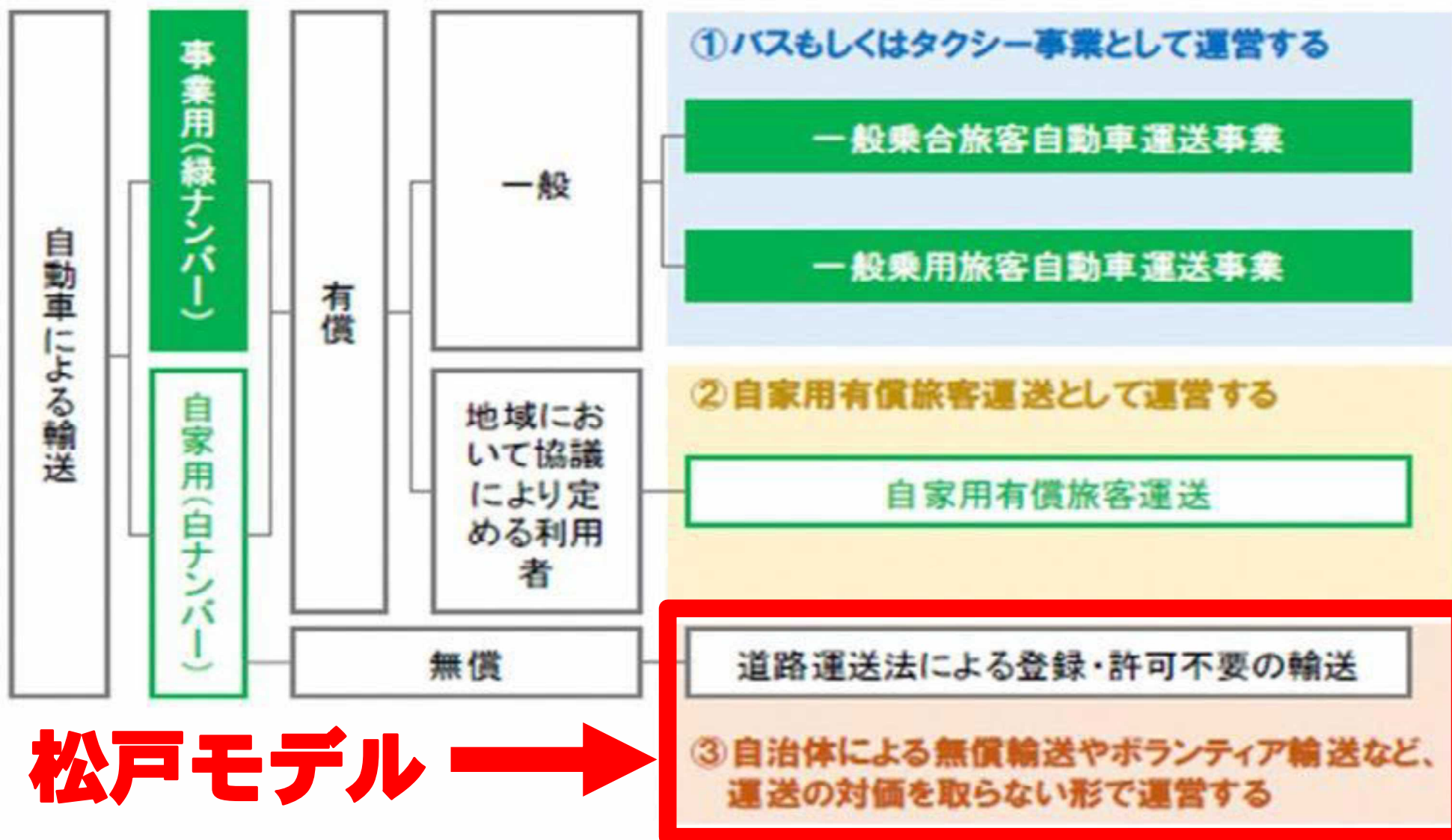
<2021>

有限会社センチュリーオート、千葉県電気工事、工業組合松戸支部、ヤオコー松戸稔台店、イトーヨーカドー八柱店、ベルクス東松戸店、マルエツ東松戸駅店、有限会社太左衛門、阿部クリニック、ドラッグセイムス稔台店、ユニクロ東松戸店、ガーデン松戸

インパクト評価

移動と健康の関連性検証 評価ロジックモデル(改訂)





松戸モデル →

▲グリーンスローモビリティ運行の事業形態の法令上の位置づけ

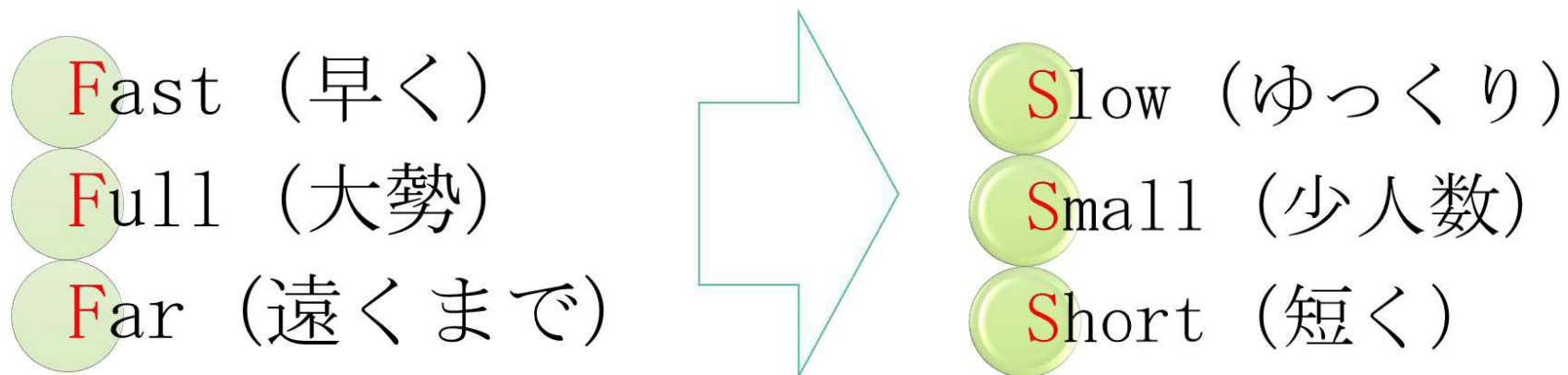
バス、タクシー事業としてグリスロを運営する場合…	道路運送法における一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する必要がある
自家用有償旅客運送としてグリスロを運営する場合…	道路運送法第78条第2号で規定される「自家用有償旅客運送」の登録が必要



▲従来の公共交通（左）とグリーンスローモビリティ（右）の違い

松戸モデル：福祉的事業で公共交通とは異なる！！

- ・ 社会参加の促進（介護予防の推進・孤立化防止）
- ・ コミュニケーションツール（地域活性化）
- ・ 住民同士の互助による地域課題の解決（手段の提供）



3 F → 3 S

事業の目的

松戸市のグリーンスローモビリティ（以下、グリスロという。）は、**福祉部門で推進**しており、高齢者の社会参加の促進、外出機会の創出を通じて、**孤立化の防止**や、**介護予防の推進**、**地域の活性化**を実現させるためのツールとしての活用を目的としている。

「ゆっくりと、余裕をもって、近くまで」という特徴を持ったグリスロ車両の使用が、**高齢者の社会参加**に適しているとの判断のもと推進している。

（公共交通とは一線を画しつつ、調整し合う運用）

事業のスキーム

「松戸モデル」

地域が主役であり、地域自ら考え運営していくスタイル

- ① 道路運送法による登録・許可不要の輸送
- ② 運営主体は地域住民による互助
- ③ 市は地域へグリantro車両の貸与と運営費一部補助・伴走支援

（地域の特性に応じた取組み）

<p>地域住民の 互助活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の運転（ボランティア） ・ 輸送活動の運営や予約管理 ・ 車両や充電設備に関する整備・定期点検 ・ 利用実態の整理 ・ 利用促進支援（※独居高齢者の誘い出し） ・ イベント（通いの場、学童、子ども食堂）との連携 ・ 広報・周知 等
<p>地域住民・ 企業・団体 からの協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭の寄付 ・ 敷地内の駐停車場所、待合場所の提供 ・ 車庫や充電設備の提供 ・ 施設利用時の優遇 ・ 車両の搬送、簡易修繕 ・ 物品等の提供 等

〔グリantro貸与のための主な要件〕

- 平日の午前1便、午後1便以上の定期運行を行うこと
- 日常における車両の維持、管理
- 駐車場、充電設備の確保
- 事務局編成、運転手および運転手補助員の確保

運営実施主体

- ・ 地域課題の認識、解決方法としての要否
- ・ 対象エリア内のルート選定、利用者・運転手を含めた事務局の編成

車両の選定

- ・ EVは発展途上（性能、快適性等） 全天候対応、安全性、保管時の防犯
- ※利用者はオープン車両（ドアなし）に抵抗がある ⇒地域の意見を尊重しタジマ社製を選定

伴走支援体制

- ・ 地域が障害となる事項の除去や新たな取り組みへの支援（広報・イベント等）

関係機関との調整

- ・ 警察、陸運支局、道路管理者、公共交通機関

付加機能

- ・ 地域活性化につながる仕組み

①メーカー：株式会社タジマモーターコーポレーション

②車名：TAJIMA NAO-6J、TAJIMA NAO-8J



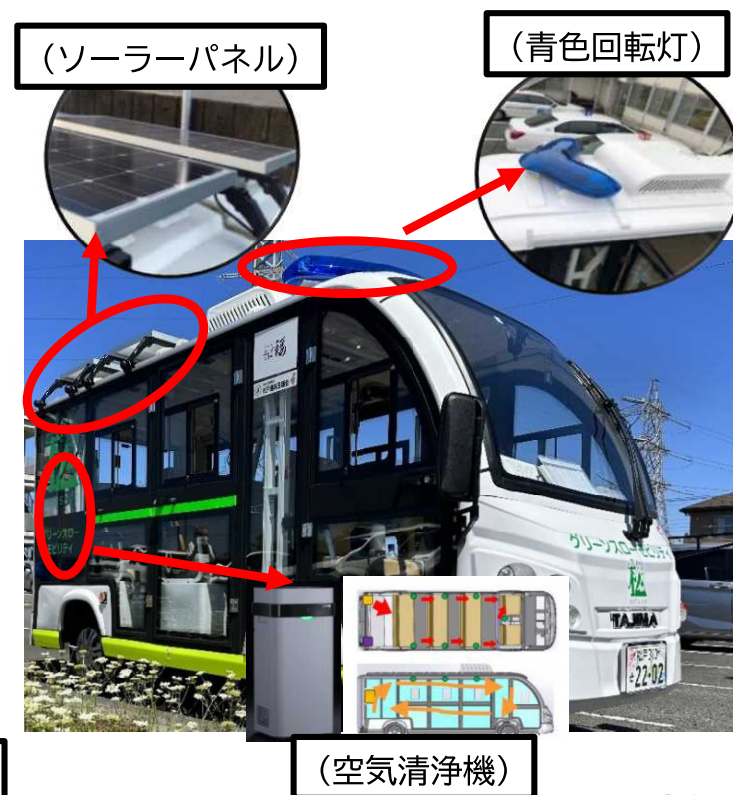
NAO-6J	NAO-8J
8人乗	10人乗
全長4050mm 全幅1500mm	全長4900mm 全幅1500mm

③主な改良点

- 青色回転灯の設置
→ 防犯パトロールを実施
- ソーラーパネルの設置
→ 災害発生時の給電が可能に
- 空気清浄機の搭載
→ 感染対策等車内衛生を向上
- 車内低床化
→ 利便性の向上
- 位置情報システムの導入
→ 利便性の向上



(位置情報システム)



(ソーラーパネル)

(青色回転灯)

(空気清浄機)

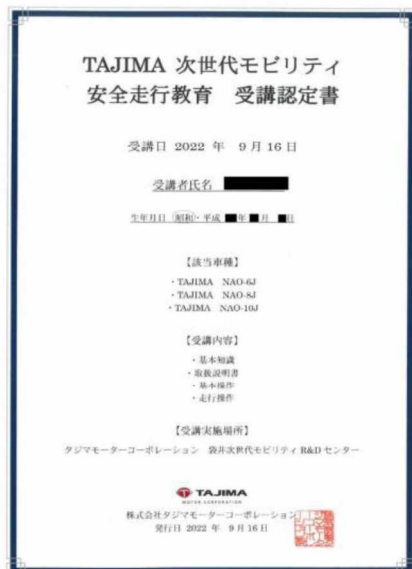
【講習の受講】 → 安全性の向上

松戸市のグリス口車両は自家用自動車として普通免許で運転可能であるが、**安全性の向上**を図るために、市が運転講習会を開催している。事業者から**市内の教習所を無償で提供**していただき、座学・実技訓練という形式で実施しており、地域でグリス口を運転する予定のある方が受講している。(講習は、所轄警察にも参加・協力いただいている)

【ライセンスカードの付与】 → 安全意識、責任感の醸成

講習受講後は、松戸市よりグリス口運転、運転補助に関するライセンスカードを付与している。地域でグリス口を運転する際は本カードの携帯を義務付けており、その目的は、他者を乗せて運転する自覚や、公用車を使用することの責任感、地域を代表している自負等を持ってもらうための意識付けである。また、本カードの携行は、グリス口を利用される方へ安心感を与えるといったことにも繋がっている。

<メーカーによるライセンス> (市職員)



<市によるライセンス> (運転手・運転手補助員)



事業説明・
相談対応

試乗会

運転講習会

実証運行

運転講習会

本格運行

1 事業説明の実施

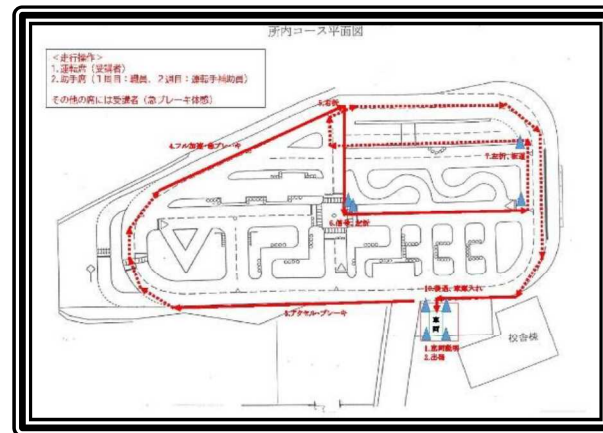
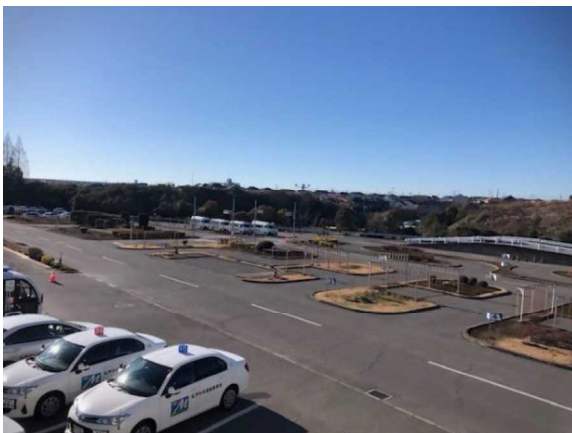
- ・町会・自治会等の地域の団体を対象に実施。※随時

2 試乗会の実施

- ・新たにグリス口を知ってもらうきっかけとして実施。※事前申し込み制

3 運転講習会

- ・講習内容は座学及び実技で、研修受講者にライセンスカードを付与





4 実証運行

- ・ 運転講習会を受講した地域が、1年単位で実施する「本格運行」の前に4週間～8週間の調査を実施している。

- ①運行期間：4週間～8週間 ※複数回実施の場合は日数等の相談可
- ②運行時間：本数（平日）午前1便・午後1便以上（その他は協議）
- ③走行ルート：原則導入地域内（ただし、交通事情を考慮するため警察等と調整）※半径1km程度
- ④運転手：地域で確保（自動車免許保持者、市が開催する運転講習会の受講が必須）
- ⑤利用者：地域で確保（50名程度を想定）

5 本格運行

- ・ 運転講習会、実証運行を無事に終えた地域が、1年単位で実施する本格的な運行を実施できる。

- ①運行期間：1年間（更新可）
- ②運行時間：本数（平日）午前1便・午後1便以上（その他は協議）
- ③走行ルート：原則導入地域内（ただし、交通事情を考慮するため警察等と調整）※半径1km程度
- ④運転手：地域で確保（自動車免許保持者、市が開催する運転講習会の受講が必須）
- ⑤利用者：地域で確保（100名程度を想定）
- ⑥補助制度：初期導入費100千円、運営費40千円/月

本格運行している地域

- ◆河原塚地域 (4町会) 面積：約0.82km² ※NA0-6J (8人乗) R4.11~
- ◆小金原地区 (19町会) 面積：約3.24km² ※NA0-8J (10人乗) R5.1~
- ◆矢切地区 (20町会) 面積：約5.27km² ※NA0-6J (8人乗) R6.4~
- ◆六実六高台地区 (21町会) 面積：約3.09km² ※NA0-6J (8人乗) R6.5~

地域	便数	運転手	利用者 (11月末) ◆月平均
河原塚	午前1便 午後1便	59人	8,394人 ◆227人
小金原	午前3便 午後3便	100人	9,960人 ◆285人
矢切	午前1便 午後1便	27人	2,608人 ◆130人
六六高台	午前2便 午後2便	74人	2,979人 ◆166人



定期運行



定期運行外の利活用



夜警パトロール



クリスマス（プレゼント配布）



防犯パトロール



登校時の青パト



歯科医師会とのコラボ（歯科検診）



夏祭りイベント



さくら祭りイベント



夏休みの課外学習での活用



子ども食堂



安全祈願



セレモニー

グリス口導入地域の声

- いつも感謝して利用させていただいております。私にとりましてはなくてはならないものにぞんじます。私の楽しみの俳句会に出席が出来ます。本当にありがとうございます。
 - 腰痛が出てから行動面でも楽になりましたが、運転する方のやさしさにうれしく感謝しています
 - グリス口車に乗っている人との会話が増え、情報交換が出来てとても嬉しい限りです。
 - 車免許返納後を考え今から利用しています。
 - グリス口のおかげ様で、どんなに助けていただいているか感謝を日々しています。運転者の方々には丁寧にさせていただき申し訳ない程です。ありがとうございます。
 - 感謝、感謝、でいっぱいです。いけなかった場所等いけるようになりとてもうれしいです。運転者達のていねいな乗り降りには申し訳ないほどです。乗り降りに踏み台の出し入れをしていただいています。荷物（買い物）も手伝って頂いています。
 - 歩行困難時の通院の折には臨機応変の対応に本当に涙が出ました。ありがとうございました。
 - ヨークマートコースに乗っていますがとても助かっています。運転手さんたちもとても親切でありがたいです。ずっと続けて下さい。ありがとうございます。
 - 生活の人生の刺激になり、これからもよろしくお願いします。
 - お仲間の人達とおしゃべり出来て楽しいです。
 - グリス口がなかったら私の人生終わりです。これからも楽しく乗せていただきます。スタッフの皆さんありがとうございます。
 - 日常の買い物にグリス口を利用させていただいております。
 - グリス口運行の実現する迄、運営委員会を何度も開催し、ご苦勞があったこと心から感謝いたします。事務局の管理がしっかりしているので安心です。
 - 買い物に便利になり感謝しています。高齢者でこれからはより必要になると思います。宜しくお願いします。
 - ボランティア感謝しています。出来れば市でお礼していただきたらと思っています。とても面倒を見て頂いています。
 - 速度が速すぎず、安心してのれました。
 - 足が悪く、坂が多く車が無いと困ります。駅までタクシーを利用していたが負担にもなり、家族も送ってはくれるが都合が悪い時もあり、そんな中グリス口を利用させていただき大変助かりました。
-
- 他の行政区域にも導入が拡大してほしい。親（80代）が運転しており心配。
 - 運転が荒い人がいます。ブレーキが強いので。
 - 曜日毎の運行コースの詳細と時間が不詳で利用希望があっても利用できない人が多い。もっとPRできないのでしょうか
 - もう少し人数が多く乗れるといいと思います。
 - もう少し広い範囲で動いて頂きたい。
 - 運転者の高齢化により、限られた方にかたよっている。

「松戸モデル」での運営形態の一例①



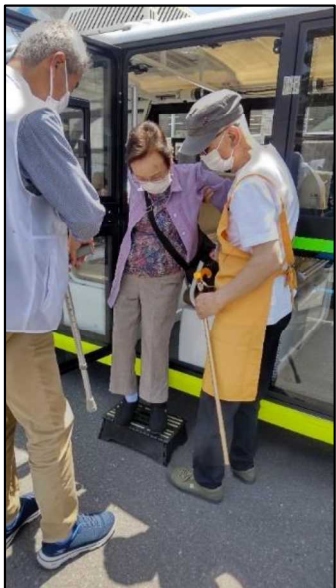
10,000人達成記念セレモニー

運営体制

- 地区会（19町会連合）
- 面積：3.24km²
- 地区会に「交通部」を創設
- 地区社会福祉協議会に事務を委託（兼務2名）
- 運転手ボランティア登録者100人
- 運行開始（2023年1月）
2026年1月13日延べ利用者
10,000人達成。

運行体制

- 午前3便、午後3便 週4日運行。
- 各曜日によりコースを分けて運行、週1日は地域での活用。
- 支所を車庫と起終点にした周回コース
- 経路地として、スーパーマーケット5店舗
- 予約優先制で、空席があればコース内で手上げ随時乗車可能
- 走行距離は1便当たり平均約5.0km



「松戸モデル」での運営形態の一例②

地域での工夫

- 運転手はLINEグループを作って情報を共有
- 運転手シフト表はGoogleド"ライブ"を使用し、各人がLINEで予定を確認、予定を入力できるようにした。
- 当番運転手が急用等の場合、LINEで呼びかけ、代わりをすぐに手配できる。

財務体制

収支状況 令和5年度

• 収入：

市補助金	48万円
寄付金	32万円
合計	80万円

※地元企業・商店、利用者、ボランティア（ポイント）

• 支出：

□充電の電気代	14万円
□駐車場代	4万円
□印刷代	2万円
□消耗品	7万円
□社協への委託料	24万円
□広報用資料作成費	5万円
□会議費用・雑費	5万円

合計：61万円

差し引き19万円を翌年度事業費に繰り越し。



「松戸モデル」での行政支援

- グリス口車両の貸与（無償）
 - 市が調達した車両（一般単独事業）を地域に無償貸与
 - 法定点検費用・通常使用による修繕費・任意保険に加入
- 行政から運営主体への補助
 - 導入時 上限10万円（初期費用）＜充電設備工事等＞
 - 導入後 月額4万円（年間48万円上限）
駐車場使用料・電気料・運営に係る事務局費用
（チラシ印刷代、感染対策用品、事務用品、運転手用飲み物等）

※補助金の財源としては

重層的支援体制整備事業（地域介護予防活動支援事業）
（介護保険における地域支援事業・一般介護予防）

《地域導入の場合》 ※実証調査は除く

- ①市から補助金を支出するため、運営実施主体は会則を有し、会計の透明性を確保すること
- ②運転手・運転手補助員のうち介護ボランティア制度に登録される方は介護ボランティアポイントが付与される。※手続きは運営実施主体が行う
- ③活動に対する補助金は、予算の範囲で協議する
- ④民間支援による寄附等は運営実施主体が活用できるものとする

イニシャルコスト

- ・ 車両購入費+カスタマイズ費 1台当たり約780万円
(当初環境省の補助を検討したが、要件と合致せず見送り)

ランニングコスト

- ・ 自動車保険料 1台当たり 約60万円
- ・ 運行地域補助金 1地区当たり 48万円
- ・ 軽微修繕費 1台当たり 約30万円
- ・ 運行管理アプリ使用料・通信費等諸経費 1地区当たり約80万円

1地区1台あたり 導入初年度 約1,000万円
 次年度以降 約220万円

主要特定財源： 重層的支援事業交付金（地域活動支援事業）
 保険者機能強化推進交付金

車両耐用年数6年の事業として
 (初年度)1000万+
 (2年次以降)220万×5年=2,100万円
 6年で割ると3,500千円/年 (1地区)



介護認定者の年間給付費 約2,275千円/人
 グリソロ利用で自立した生活を継続できる人が
 1地区に2人程度出現すればコストを上回る。
 2,275千円×2人=4,550千円

その他

- ・ 地元の民間事業者との関わり・協力も大変重要。

《想定される支援》

- ① 金銭の寄附
- ② 駐車場や充電の提供
- ③ 運転手の提供
- ④ 買い物等の優遇
- ⑤ 運転講習会の場所の提供
- ⑥ 車両等の移送
- ⑦ 物品等の提供

《現在までの実績》

- ・ ドライバー講習場所の貸与
- ・ キャリアカーの提供
- ・ 駐車場の提供
- ・ 車内換気用の空気清浄機の提供
- ・ プロモーションビデオの作成
- ・ 篤志家等による寄附
- ・ 遮熱フィルムの施工



- ・ 松戸市歯科医師会との共同イベント「成人歯科検診の送迎」を実施。



・小学校での講演・試乗会

地域内の小学校の3年生が、学校から「地域のことを調べる」という課題を与えられた際、子ども達から「街中でよく見かけるグリスロって何なの？グリスロに乗ってみたい」といった声が多数挙がり学校側がグリスロ運営スタッフに講演を依頼。当日は、グリスロの運営スタッフが学校の校庭でグリスロに関する説明を行った後に、実際に小学生をグリスロに乗せてあげて、大変喜ばれた。グリスロ運営スタッフと子どもや小学校とも顔見知りになり、新たな繋がりが形成された。



・体調不良の方の介助

グリスロの定期運行中に、歩道に座っている高齢女性を運転手が発見。心配になり引き返して声をかけたところ、体調不良で歩けなくなっていたことが判明し、グリスロへ乗せ自宅まで送り届けた。

・ 그리스로賛歌の作成

2019年の実証調査の際、地元の音楽家が 그리스로의活動に感銘を受け、「河原塚地域のシンボルになるように」との想いのもと「 그리스로賛歌」を作成。

現在では、この歌を流しながら走行することもあり、 그리스로が河原塚地域のランドマーク的存在になっている。

さらに、他の地域でも音楽を作成し始めており、地域の活性化につながっている。

그리스로 賛歌

リバイス版: 2021 10.17
作詞作曲: 藤田史郎
2019 10.30

♩ = 120 はずんで楽しく

1. われら 그리스로 이코카아 트
2. ちいさな ねぞした エ코카아 트
3. われらの 그리스로 에코카아 트

しちんの のーりの モーリテイー
しかれの のが 그리스로 베틀리다이
おがけが いしゅ 부에 마시네

스웨마 이시바스 유크리리 언젠가 언젠가
아니는 이시바스 유크리리 언젠가 언젠가

おあこ ぎんはほ みーんなでかふかのけ
これも 그리스로의 그림자 니마의

그리스로 그리스로 맏도의 타가라미의

松戸の宝物！

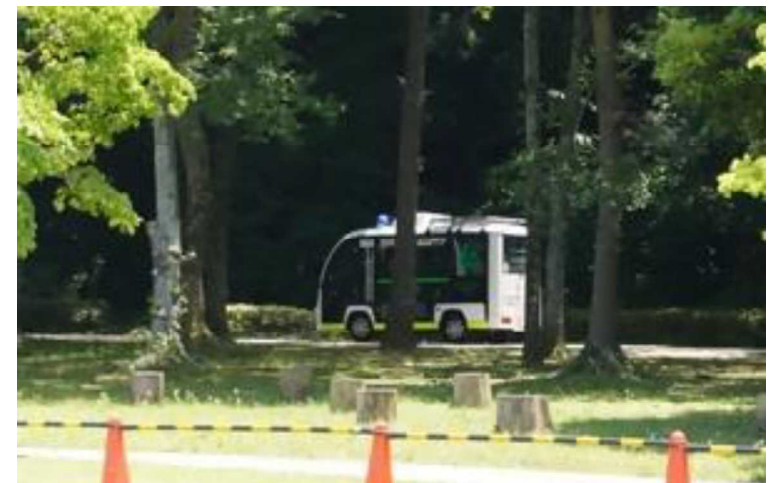
我らの 그리스로 이코카아 트
七人衆りの 모리리다이
스티드 유크리리 언젠가 언젠가
お客はみんな顔なじみ

地域に根ざした 이코카아 트
我らの 그리스로 이코카아 트
私に今日は宝物がそら
あなは今日まで行くかかな

我らの 그리스로 이코카아 트
お陰で外出ふましら
蒼々元氣な町会の皆さん
これら 그리스로의 お陰です

秋篠宮皇嗣同妃両殿下の移動にグリスロを活用

令和7年6月7日（土曜）第36回全国「みどりの愛護」のつどいが開催され、21世紀の森と広場中央口にて、秋篠宮皇嗣同妃両殿下が活動概要を御聴取された後、記念植樹会場にグリスロで移動されました。



宮内庁HPより

<https://www.kunaicho.go.jp/page/gonittei/photo/28739>

苦勞している点・課題

- グリantro車両の技術が発展途上であることにより、予期しないトラブルもある。
- 一般乗用車と比較して車内環境や装備が簡易的（カート）のため、操作性や居住性の差について、地域理解が必要。（純国産グリantroの出現の願望）
- コース選定の中での地域間バランスと、ボランティアの長時間運転や充電の航続距離の両立が難しい。
- 地域の力によるところが大きい分、運行地域を汎用的に広げることは難しい。
（一般的な移動支援スキームの活用も重要）
- 地域に定着したがゆえに、利用者から公共交通並みのレベルを求められる意見もある。（増車、広範囲運行など ⇒ 「互助の範囲」）
- 運行当初は大きな関心を示していなかった交通事業者が、かなり「意識」する存在となっているため、市交通部門との連携と両者との連絡調整が重要。
- 地域への伴走支援での行政としての「よい距離感」のバランス。
（時にはブレーキ役。「委託」ではない。無理を押しした運営やコースなど。）

地域の実施主体により工夫している点

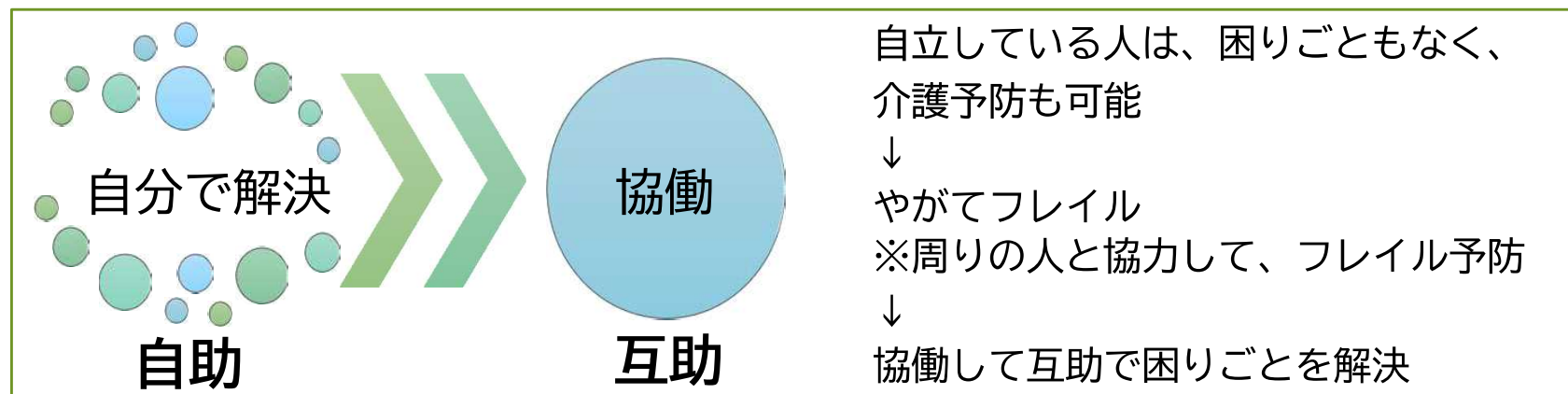
- 完全予約制、予約優先制など、地域の状況に応じて設定している。
- 利用状況や要望に応じて、定期的にコースの改善検討を行っている。
- 地域によっては利用者を、出来る限り近くまでお迎えして帰りは玄関先までお送りしている。（バス停のない利点）
- 地域によっては予約制により乗車メンバーが固定化するため、通常運行外のパトロールやイベント運行等を通して地域への周知宣伝をしている。
- 運行日誌を活用し、エピソードを残し、注意事項の共有、データ集計を図っている。
- 他の運行地域の関係者とのLINEグループを作成し、随時、情報交換している。
- エアコンの冷却効果が低いため、地域独自で断熱材や遮光フィルムの設置、扇風機やサーキュレーターを搭載している。
- 運転手の防暑対策は各地域で工夫をしている。

グリスロは地域住民を結集する

「触媒（しょくばい）」になった



- グリスロの運営を通じて新たな地域のつながり
(男性の役割をもった居場所)
- 町会同士の交流・情報交換・連携
- 地域の互助のみならず、まちづくりの新たな動き



小さな移動手段

介護予防
社会参加の
促進

地域活性化
互助の促進

防 災
ソーラー
パネルからの
給電

防 犯
青パト
登下校時
夜警

ご清聴ありがとうございました。

〒271-8588 松戸市根本387-5

松戸市 福祉長寿部 高齢者支援課 担当：菊池・石井・岡・長田・佐藤

TEL：047-366-7346 FAX：047-366-0991 E-mail：mcgsm2022@city.matsudo.chiba.jp